

# 対馬西浜の盆踊りと年齢階梯制（2）

末 成 道 男

## **Bon Festival Dance and Age Grade System of a Fishing Village of Tsushima Island (2)**

---

Continued from the last paper in Vol. 57.

The third chapter concerns the traditional village organization. The age grade principles are clearly reflected in the ranking system of the offices, in the management of village meetings and in the mobilization for communal works. The work team is composed of the youngest males of each household who were admitted as Bon dancers. The village head, usually in his mid thirties, represents and administers the community with the advice of his seniors.

The fourth chapter analyzes the data on the retiring (*inkyō*) system within the household. Parents move to a detached house or room (*yoma*) for the old, when their successors get to the age of maturity so as to be able to manage the *ie* by themselves. The old couple have an independent household by cooking and cultivating their own share, though the household is officially regarded as a part of the *ie* of the successor. One feature of the system in this village lies in the long period in which the two couples live together as one household and in the fact that the focus of the *ie* is always on the couple of the youngest generation.

The fifth chapter takes up some of the life cycle rituals which have to do with age grade principles.

In the sixth chapter the following points are noted as the features of the age grade system in this village.

- 1) All age organizations are limited within the confines of the village.
- 2) There are two lines of grade systems. One is for the Bon dance and the other is for village administration.
- 3) Most of the grades are not based according to a fixed age.
- 4) But they are based according to the relative age order.
- 5) The responsibility for management lies, not in the elders, but in the middle age span of the organization. This unique feature is found also in some other parts of Japan and in the coastal Ami of Taiwan.

In the "afterwords" section of this article, the utility of some anthropological concepts to data on Japanese age organization collected mainly by folklorists is pointed out.

### Ⅲ 自治組織

西浜の自治組織は、現在、市町村行政の影響を強く受けているが、それでもひとつの集落（ムラ）としてのまとまり<sup>1)</sup>を保ち、伝統的なクヤク動員のためのホンド制や役員組織あるいは集会のあり方などに独自の特徴が見出される。

#### ホンド制

ムラのクヤク<sup>2)</sup>やヨリアイ（集会）に本戸<sup>キツコ</sup>（現在では非本戸も参加が認められている）の成人男子の最年少者がホンド<sup>3)</sup>として出る制度をいう。クヤクとは、公けの共同労働のことで、ムラのクヤクには、①災害復旧、②道路や防波堤などの補修、③ムラ内の清掃や草取り、④寺社などの修理・改築、⑤ムラの財源を得るための共同作業（たとえば、現在は海草の共同採取を行なっている）、⑥ムラ全体の共同漁<sup>4)</sup>、⑦葬儀の手伝い等の作業がある。ただし、現在このうち①、②の大部分は地方自治体が主体となっている。

男の子が学校を卒業し（もとは高小卒で数え16歳、今は中卒だが、上級学校進学者はもっと遅くなる）、盆のスガタメ<sup>5)</sup>の際、踊り子として認められるとクヤクニンとしての資格を得てホンドに加入し、その父親は自動的にホンドから退く。したがって、あとつぎが居なかったり他出している場合、廻は50歳を越していてもホンドをやらめられない（例24：54m、34：52m、46：52m）。ホンドは、表5のように、若い者（平均年齢33.1歳）を主体に構成されており、こうした年長者は尊敬はされても同等に作業することには異和感があり、ヨリアイの出席やクヤクの一部を免除されている<sup>6)</sup>。ホンドの最年長者は、ネンドウ<sup>7)</sup>と称され区長の顧問格であるが、

表 5 ホンドと戸主

調査世帯番号	ホンド	現戸主	嗣子ホンド入りした時の現戸主年齢	調査世帯番号	ホンド	現戸主	嗣子ホンド入りした時の現戸主年齢
1	1:25 m	1:47 m	37	26	26:33 m	26:33 m	
2	—	2:59 f		27	27:21 m	27:48 m	42
3	3:22 m	3:44 m	37	28	28:50 m	28:50 m	
4	4:18 m	4:38 m	35	29	29:44 m	29:44 m	
5	5:27 m	5:51 m	39	30	30:43 m	30:62 m	34
6	6:46 m	6:46 m		31	31:32 m	(31:59 m)	
7	7:25 m	7:52 m	42	32	32:48 m	32:48 m	
8	8:29 m	8:53 m	39	33	33:31 m	33:69 m	33
9	9:31 m	9:64 m	45	34	34:52 m	34:52 m	
10	10:33 m	10:58 m	40	35	35:36 m	35:36 m	
11	11:38 m	11:59 m	36	36	—	(36:40 f)	
12	12:33 m	12:63 m	45	37	37:48 m	37:48 m	
13	13:27 m	13:58 m	46	38	38:43 m	38:43 m	
14	14:32 m	14:53 m	36	39	39:24 m	39:56 m	47
15	15:42 m	15:42 m		40	—	(40:82 f)	
16	16:27 m	16:59 m	47	41	41:26 m	41:56 m	45
17	17:21 m	17:43 f	37	42	42:25 m	42:56 m	46
18	18:31 m	18:60 m	44	43	—	(43:36 f)	
19	19:26 m	19:62 f	51	44	—	(44:52 f)	
20	20:31 m	20:51 m	35	45	45:23 m	45:54 m	46
21	21:26 m	21:52 m	41	46	46:52 m	46:52 m	
22	—	(22:74 f)		47	—	(47:82 f)	
23	23:30 m	23:55 m	40	48	48:16 m	48:42 m	41
24	24:54 m	24:54 m		49	49:49 m	49:49 m	
25	25:22 m	25:64 m	57	50	—	(50:45 m)**	

(凡例) — 免除。

( ) 登録上は世帯主だが実質的に集会に参加せず。

• 病氣入院中。

\*\* 住職。

A: Bm Aは世帯番号, Bは年齢(1960年末現在), mは性別(男子), fは女子を表わす。

上記のような理由から、現在は28:50mがネンドウをつとめている。

### 役 員

嗣子や芝居の階梯と同様、一定の年齢で固定しているわけではないが、次に示すように、組ノワカテ、コヤク、書記、会計、肝煎、区長、建

設委員、総代と、ほぼ年齢順に昇ってゆくようになっていく。ただし、寺に関する講頭や寺肝煎は、年齢と関係なく「家並み順」によっている。

組ノワカテは、あととり息子が隔り子になるとホンドの最年少者として、それぞれ自家の所属する組の若手となり、各戸への連絡や料金(電気、水道、国民年金の掛け金など)の徴収など、走り使いの役に当たる。また、ムラの費用に充てる海草(フノリ、ヒジキ、テングサ)の共同採取の際、組ごとに分担区域を決めるが、そのクジ引き役も組ノワカテの役である。最近では、スピーカーによる放送設備が取り付けられ、連絡の仕事が大幅に減ったこと<sup>8)</sup>、および進学や就職のためワカテの年齢差が大きくなり、さらに不在者の代理を親がつとめる場合も増え、年長者に走り使いのような役をさせ難いこともあって、半年交替の家並み順による当番制に切り替えられた。

コヤク<sup>9)</sup>は、若い者のうちから3人を選び、任期半年で、適宜回数つとめさせる。年齢による序列があり、最年長のコヤクノカシラが中心になって、徴収経費の割り出しや組ノワカテの集めた金の取りまとめをし、また肝煎の指示を組ノワカテに伝達する。外来客の接待もコヤクの仕事である。

書記は、かつて戸籍、相続に関する届出などの代行をも受け持っていたので忙しく、事務を詳しい者が数年間続けてつとめていた。今は、ムラの予算の決算書の作成と決議録の記入だけなので、1年交替で代わっている。

会計は、総額にして約100万円程度のムラの予算の出納に当たる。現金を扱うので、適、不適があるが、多少不向きでも区長などがカバーして、任期1年の順番制に近い形で割り当てている。こうして、それぞれの役を経験させておくとムラの会議などで余り無茶なことを言い出さなくなるという。

肝煎は、ムラの世話役<sup>10)</sup>で、かつては役員を中心としてムラの内の事柄のほとんど全てをとりしきっていた。現在は、区長の事務が増えその補佐役としての性格が強いが、伝達事項を放送したり、コヤクに指示を与える

表 6 歴代の区長

年	人名記号	就任時年齢	年	人名記号	就任時年齢
昭和 9	17: 80 m	34	33	31: 59 m	37
10	13: 85 m	40	34	23: 55 m	34
11	24: 79 m	35	35	24: 54 m	34
12	8: 76 m	34	36	14: 53 m	34
13	32: 76 m	34	37	8: 53 m	35
14	5: 74 m	33	38	21: 52 m	35
15	7: 78 m	38	39	7: 52 m	36
16			40	5: 51 m	36
17	21: 74 m	36	41	20: 51 m	37
18			42	28: 50 m	37
19	33: 69 m	33	43	32: 48 m	36
20	61: 68 m	33	44	27: 48 m	37
21	6: 68 m	34	45	1: 47 m	37
22	3: 67 m	34	46	6: 46 m	37
23	15: 64 m	32	47	29: 44 m	36
24	25: 64 m	33	48	3: 44 m	37
25	9: 64 m	34	49	15: 42 m	36
26	12: 63 m	34	50	4: 38 m	33
27	29: 63 m	35	51	11: 38 m	34
28	30: 62 m	35	52	24: 34 m	31
29	18: 60 m	34	53	26: 33 m	31
30	11: 59 m	34	54	10: 33 m	32
31	16: 59 m	35	55	12: 33 m	33
32	13: 58 m	35			

人名記号については前表凡例参照。

のは肝煎の役目である。半年交替で1人が2回つとめる。

区長はムラの最高責任者であるが、かつては、ムラ内の雑務は肝煎に任せ、ムラの代表者として対外折衝が主な役目であった。現在は、市町村行政の末端に組み込まれ、種々の伝達、調査、納税組合などの仕事をも引き受けている<sup>11)</sup>。クヤクの召集、種々の（たとえば港湾や林道の建設・整備

についての) 陳情や磯物の口明けの日取りの決定(漁協支所長と協議)なども区長の役目である。表6のように、ほぼ35歳前後の者をムラのヨリアイで選ぶが<sup>12)</sup>、時には事前に選挙運動を行なう者もあったという。また、かつては百姓ナカマが優先的に選ばれ、踊り子のオモチをつとめたことも関係したというインフォーマントも居るが、表6に現われた限りでは確かめられなかった<sup>13)</sup>。現在でも、1例を除き本戸から選ばれている。

建設委員は、比較的新しく、1960年の14号台風でこの付近の海岸の景観が一変するほどの大きな被害を蒙り、その復旧を促進するために設けた。任期1年で4人をムラのヨリアイで選ぶが、再選可能なので留任することが多い。年齢もとくに規定はないが、現在は、11:50m(漁協理事)、13:58m(町会議員)、5:51m(農業委員)、32:48m(郵便局長)など50代かそれに近い役職経験者がなっている。主な仕事は港の建設関係で1978年完成まで毎年4~5回県庁などへ陳情に出かけた。今は、その整備や林道関係の陳情が主で、区長の相談役にもなっている<sup>14)</sup>。

寺社関係の役員として、講頭(コウガシラ)、寺肝煎、寺総代、神社総代がある。

講頭は、葬式にムラからクヤクを出して手伝いをするが、その指揮役である。カゲとヒナタから1人ずつ、2回すませると家並み順にしたがって次のイエにまわる。

寺肝煎は、寺の住職から檀家への伝達事項の連絡や檀徒総会の司会役にあたる。かつては寺で使用する薪も、その指揮のもとにクヤクで集め切りそろえ割ったものを寺に収めていたが、プロパンガスに替わって止めた。2人1年交替でやはり家並み順に選ばれる。

寺総代は、住職から依頼を受け寺に関する事柄を相談し、年1回全島の総代会に出席する。総代には、主に世間に出て活躍した年長者<sup>15)</sup>を住職が4人依頼する。任期は3年。昔は、百姓ナカマから2人、斎藤ナカマから2人というきまりで、その他の本戸はなれなかったという。

表 7 寺・社総代

寺の総代	1980	7:52m (52歳)	32:48m (48歳)	1:47m (47歳)	12:33m (33歳-区長)
	1977	9:64m (61歳)	11:59m (56歳)	8:53m (50歳)	28:50m (47歳)
	1974	33:69m (63歳)	9:64m (58歳)	11:59m (53歳)	24:54m (48歳)
神社総代	34:76m, 33:69m, 6:68m, 9:64m				

( ) は選出当時の満年齢

神社総代は、神主が「温厚で人に親しまれるような人」を指名する。とくに任期がないので、現在、インキョした者かその直前の高齢者になっている。

以上から、自治組織の多くの役が、何歳という固定的な年齢ではないが、ほぼ一定の年齢層に割り当てられ、コヤクから神社総代に至るまで階序をなしていることが認められよう。

ムラのヨリアイにも同様の傾向が見られる。まず盆行事については、責任者であるトウドリがアトマキオヤジやシンョウなどの顧問役と相談しながら、一切を取りしきっているが、何か協議しなければならない事柄があると、まず踊り子たちで相談する。まとまらない時はサンジュウウチ (30歳以下) の先輩に集まってもらい、それでも決められなければ、トシノウチと称される40歳以下の者<sup>16)</sup>を召集して意見を聞く。盆行事の場合は、慣行そのものの変更といった重大な議題でなければ、大体このレベルで決着をつける。決まらない場合や重要な議題は、ホンドより構成されているヨリアイにかけられる。これには、あとつぎがすでにホンドに入っているコシュは出席しないので、若い者の一存で決めかねるような問題の生じた時や、「若い者や女まで徹底する必要がある<sup>17)</sup>」議題 (たとえば選挙でムラから候補者を出す場合の票の割り振り) には、コシュヨリと称して、コシュ全員とあとつぎも含めて討議する。このコシュヨリが最高の決定機関となる。ヨリアイ、コシュヨリは、区長が召集し、肝煎が放送またはコヤクを通じて連絡する。



ヨリアイで意見が分かれ紛糾した時には、最年長者のネンドウがまとめ  
 するような意見を出す。年上を尊敬する風潮はまだ残っているのでそれで取  
 まることが多いが、それでも反対がある時は多数決をとることはせず、次  
 回にまわす。皆で再び話し合う前に、年齢層ごとに分かれて自由に意見を  
 出しその結論をもちよって討議する。こうすると皆が思っていることを発  
 言しやすくなるので、それが反映するか否かは別として、総意が形成しや  
 すくなる。ここで注意すべき点は、年長者の意見に無条件に従うのではなく、  
 若い者にも自由に<sup>18)</sup>発言の機会が与えられることである。

このように年齢層序の傾向は、盆踊りの組織、ムラの自治組織や集会の  
 あり方に表われているが、家族のレベルにおいても隠居制に顕著に反映し  
 ている。

#### IV 隠 居

西浜の親は、あととりに「もう任せても大丈夫だ」と思うと、ヨマと称  
 される隠居用の住居<sup>1)</sup>(通常は母屋と別棟のはなれであるが、オモテとは  
 別の敷地に建てているものも少なくない)に移り、寝食を別にする。衣食  
 住だけでなく、耕地もヨマヅクリの分を分け老夫婦で耕し、収穫した穀物  
 はヨマゴヤ(ヨマ用の収納庫)に入れ<sup>2)</sup>、オモテとは別に消費するものと  
 されている。したがって、隠居した夫婦はいちおうオモテのあとつぎ夫婦

図 8 ヨマの間取例

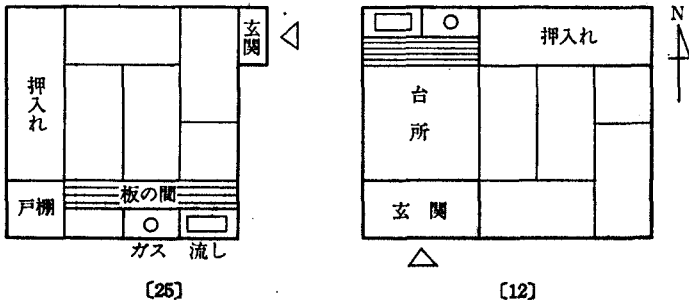


表 8 隠居の事例 (1981年3月現在)

隠居年	調査 番号	年齢(当時)		家 族 構 成		水 田		ヨマゴヤ	備 考	
		父	あとき	ヨマ	オモテ	ヨマ ツクリ	オモテ			
1958	(13)	63	36	△ 83 ○ 56	△ 36 ○ 35	○ 11 ○ 9 △ 5 △ 2	1	5	ヨマ附属	
1964	(5)	58	35	△ 58 ○ 57	△ 35 ○ 35	△ 11 △ 8 △ 5 △ 2	1.5	3.5	別	
1965	(1)	68	32	△ 68 ○ 4	△ 32 ○ 34	○ 14 △ 10 △ 7 △ 4	不	分	共	身障の孫娘つれて
1965	(27)	M <sub>o</sub> 52	33	△ 52	△ 33 ○ 31	○ 9 △ 6 △ 3 ○ 1	不	分	共	(1.5 5)
1965	(24)	64	39	△ 64 ○ 66	△ 39 ○ 40	△ 19 △ 16 ○ 13 △ 10 ○ 8	不	分	共	
1966	(32)	62	34	△ 62 ○ 63	△ 34 ○ 31	○ 13 △ 10 △ 7 △ 5 ○ 3	2	6	別	
1966	(34)	62	38	△ 62 ○ 4	△ 38 ○ 38	○ 12 ○ 10 ○ 7 ○ 4	2	5	別	
1968	(8)	63	41	△ 63 ○ 65 △ 38	△ 41 ○ 41	○ 20 △ 17 △ 14 △ 12 △ 7	不	分	共	病弱の2S。つれて
1970	(6)	58	36	△ 58 ○ 60 △ 24	△ 36 ○ 35	○ 14 △ 11 ○ 7 △ 5	20俵	50俵	共	
1970	(21)	63	42	△ 68 ○ 64	△ 42 ○ 42	○ 22 ○ 19 △ 16 △ 13	1.2	5.3	別	

(注) 水田面積は隠居当時のもの、表2の統計による現在耕作面積とはかなりのズレがある。

隠居年	調査番号	年齢(当時)		家族構成		水田		ヨマゴヤ	備考
		父	あつき	ヨマ	オモチ	ヨマ ツクリ	オモチ		
1972	(3)	59	36	△59 ○54	△36 ○37	△14 △11 ○9	1.2 1.5	ナシ	
1972	(33)	61	41	△61 ○58	△41 ○43	△23 ○21	不 分	—	親が町に仕事と家をもつ
1973	(33)	42	24	△42 ○44	△24 ○22	○1	不 分 (2 4) 1980に分ける	別	親が店を始める
1973	(29)	56	37	△56 ○59	△37 ○36	○16 ○13 ○11 △6	不 分	共	
1974	(15)	M. 64	36	△64 ○64	△36 ○33	△14 △11 △7	1 2.5	共	
1975	(25)	SW 59	39	△59 ○59	△39 ○39	○19 △17 △14	1.5 5	共	
1978	(31)	66	30	(△67) ○66	△30 ○25	△2 ○0	不 分	共	父親入院中に分ける
1979	(10)	57	32	△57 ○54	△32 ○28	△9 ○8	2 3	共	
1980	(12)	63	33	△63 ○61	△33 ○28	○5 ○3 ○1	不 分	共	
1980	(18)	60	33	△60 ○59	△33 ○31	△8 ○7 △5	不 分	共	
1980	(11)	59	28	△78 △59 ○59	△38 ○37	○18 ○16 △14	不 分	別	オモチの負担を軽くするため、孫1人連れて出る なお11:78mmが隠居しなかったのは敷地の余裕なかったため
1981	(9)	65	32	△65 ○64	△32 ○31	○6 △3	不 分	共	出戻りの娘をつれて

と世帯を分けて生活するわけであるが、ムラからはあくまで一戸内部での異動とされ、ヨマを独立の単位とみなすことはない。すなわち、ヨマに隠居すると、ムラの集会への出席や納入金などの責任はすべてオモテに任せ、公的ステータスを失う<sup>3)</sup>。しかし、ヨマがまったくオモテに包摂せられ、独自の社会的ステータスをすべて失うわけでないことは、冠婚葬祭の<sup>ゴ</sup>出し金<sup>ガキ</sup>をオモテと別に包む場合のあることからいえる。このように西浜の隠居は、かなり明確な制度であるように見えるが、その時期、動機、独立性などにおいて幅があるので、事例を加えてもう少し詳しく検討してみよう<sup>4)</sup>。

## 時 期

ヨマに移る時期についての質問に対しては、たとえば何歳といった明確な基準よりも、あとつぎの社会的成熟度を重視した答が多く返ってくる。この成熟の目安も漠然としていて、あとつぎの結婚、その区長への就任、孫の出生、甚だしくは孫のホンド入りや結婚をあげるものさえある。現在、隠居している22例中、多少特殊とみられる〔33〕の2例<sup>5)</sup>を除く20例をとってみると、隠居時の父の年齢57～68歳、あとつぎ30～42歳、あとつぎの長男2～19歳とかなりの幅がみられる。そこでこのような個人差をもたらす要因について考えてみたい。

まず、隠居を遅らせる要因として親の立場では、実権を手離したくないという気持がある。あとつぎの弟妹が親もとに居る時は勿論、他出したり婚出している場合でも、小遣いを与えたり、米や野菜を持たせてやるには、自分がコヤのカギを握っていないとやりにくい。また、あとつぎの立場としても、作業の手伝や留守番や子守などをしてもらえる年寄りが、別世帯を構えると一緒に居た時のように気軽に頼みにくなる。電気・水道といった経費も二重になって不経済である。

これに対し、隠居の時期を早める要因としては次のようなものが考えられる。親にとっては、元気で働けるうちに隠退すれば、余分な出資なしに

収入を貯えにまわすことができる。また、隠退をあまり遅らせていると、ムラの人々から「あそこでは一体いつになったら若い者に世帯をまかせるのか」と批評される。とくに61歳の厄祝を済ませることは、このような批評の有力な根拠になりうる(本文163頁参照)。しかし、最大の要因は、上下の世代の考え方、感覚の差異およびそれに伴うあつれきであろう。気がねせず自由に生活したいという気持は、西浜では下の世代だけでなく上の世代の者も強く意識している。このような世代による差は、ややもすると嫁姑の対立に結びつきやすい。

若い者と年寄りでは、性格、程度というか食べるものからして違ってくる。年寄りが炊事してごはんを作っても、テレビ番組や料理教室で習っている若い者の嗜好に合わず、「食われん」、「いつも同じものばかり」という不満から嫁と姑がやり合うことになる。

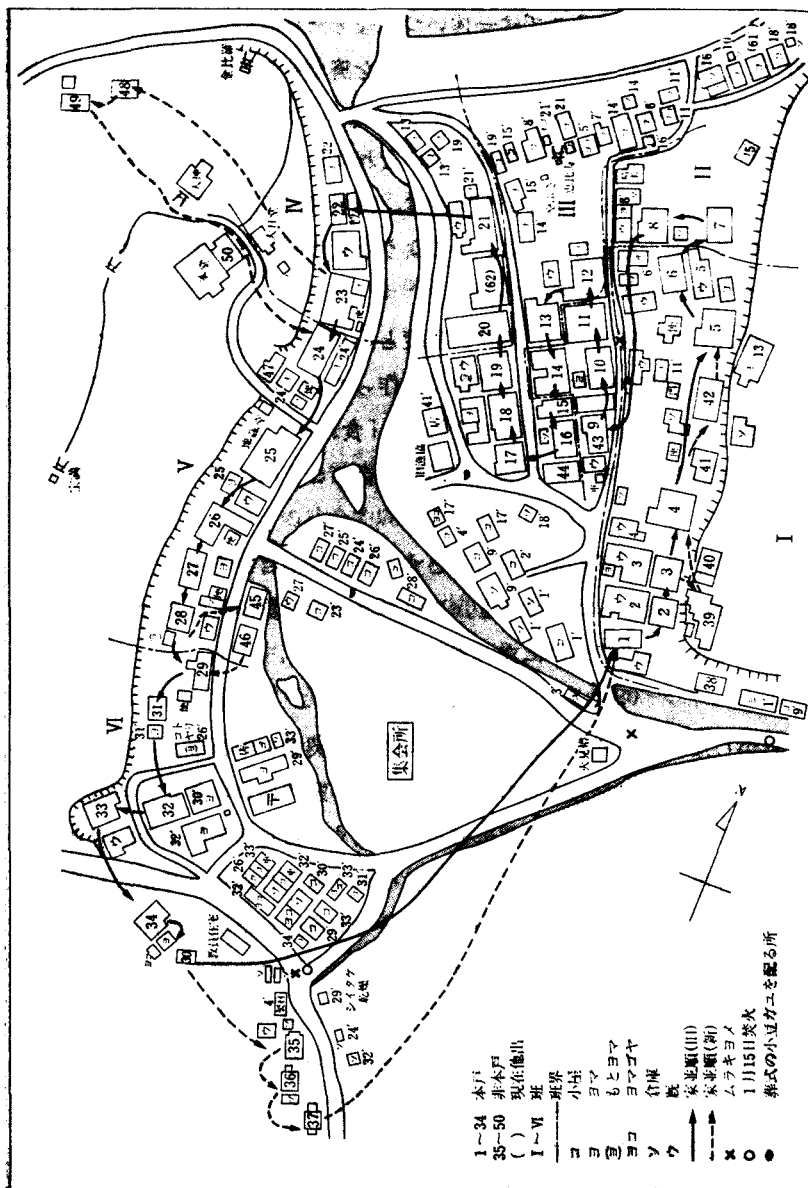
あるいは、

親が婚出した子に米を送ろうとする時、嫁が目を光らせて見ている顔をしなかったりすると、次第に家の中の雰囲気があやしくなってきたり我々男の者が中に立って苦勞する。

しかしながら、インフォーマントに隠居の契機を尋ねると、直接ヨメーシュウトメの対立をあげるのは(たとえば「家内の口のきき方が荒いから」というような婉曲な表現にせよ)少なく、むしろそのような対立を否定し、好みの差をあげることが多い。それでも、この差が対立のもとになることはムラの人々も認めているところである。したがって、上記の反応の理由として考えられるのは、実際に対立が隠居の契機となってもそれを外部の者に知られたいための口実なのか、あるいは対立が表面化し激しくなる前に親のほうで隠居を決意するのかいずれかであろう。

しかし、いかに隠居を抑制する要因が強くても、隠居を全くせずにするのは、現在でも稀である。一方、いかに促進要因が強く作用しても50代前半までに隠居する例も少ない。大間知(1954:371)も指摘しているよ

圖 9 西浜集落



うに隠居年齢がかなり高いことが西浜の隠居の特徴である。このため、親子二世代の夫婦の同居期間が長い。表8によれば、22例中17例に23歳～9歳の孫がある。すなわち大多数は、少なくとも10年以上一世帯として暮している。これは、ムラ人が「以前は、年寄の力が強くなかなか実権を渡さなかった」と述べているように、隠居を遅らせる要因が強かったことを意味する<sup>9)</sup>。そして、同居期間の短い5例中4例が1978年以降に集中していることも、この上下世代の力関係の変化を示しているものと考えられる。

また、耕地を隠居後もオモテとヨマに分けず共同で耕作している例が過半数をしめているが、とくに最近において顕著である。これは、兼業化や農業の比重低下と関連があるのかも知れない。つまり、労力をコストに換算すれば米作りも赤字になるといった状態では、とくにオモテのほうで自分たちの分として耕地を確保しておく意味が薄いと考えられる。

### ヨマの独立性

西浜の隠居において、ヨマのオモテからの生計分離は、ヨマヅクリやヨマゴヤの慣習にもみられるように、かなり徹底したものである。野菜などもヨマで別に作る。「足らんからくれ」とは嫁に言いにくいからである。隠居後も必要な経費は、自分で稼ぐか貯えた中から支出するのが原則である。たとえば、ヨマの年寄りが病気で入院しても、払える限り自分で支払う。また、最近では、日常の衣食や電気、水道、ガス<sup>10)</sup>など現金支出が増加する傾向にある。老人年金は、ヨマに住む年寄りの貴重な財源であるが、それだけでは足りないため、男は体力があれば沿岸操業の漁船に乗り組んだり、女は麦刈りや苗取りなど他人の畑仕事を手伝ったり、海草を採って売るなどの収入を得る。区費はオモテで負担するが、冠婚葬祭のダンガネ(贈答)はオモテが主体となっても、招待されればヨマで別に包む。額は、オモテの半分か3分の1ぐらいだが、関係がオモテより近い場合には、オモテより多くもってゆく場合もある。

位牌、神棚、炊事場のホタケ様あるいはジヌシ様などの信仰に関する祭

具はすべてオモテにある。したがって、年寄りがオモテに行くのは、フロに入るためと仏壇を拜む時がもっとも多い。

もちろん、ヨマはオモテを中心とするイエの一部であり親子関係の紐帯もあるので、経済的に全く別々になるわけではない。医療費などヨマで出し切れない場合は、オモテのほうで考えざるを得ないし、逆に寺の改修時のように一戸当りの分担金が多額にのぼり、ヨマに貯えのある時には、年寄りのほうで気を利かせオモテを援助することもある。田畑をヨマヅクリとして分けても、年寄りが作り切れない分はオモテでカバーし、働けなくなればオモテで全部耕作し食べる分だけをヨマにもってゆく。ただし、オモテとヨマが共同で田植をする場合、オモテの分から先にするというように、ヨマの独立性を前提とした上での「加勢」であることは留意しておく必要がある。ヨマヅクリをあえて分けない事例も、オモテ主導下の耕作のほか隠居した父親が影響力を残しての共同耕作も少なくないと思われる<sup>8)</sup>。

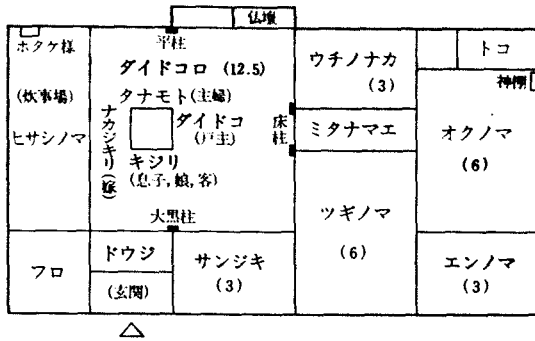
ヨマに移った親とオモテの関係は、距離や当人の性格によっても左右される。

自分の家のようにオモテとヨマでニワがいっしょ（同一敷地内）ならよいが、別の番地に隠居したような場合、センソを拝みに行くヒマがないし、何か珍しい変わったものがあつたと皿に盛ってゆくことも少なくなる。

フロの順番は、別に決まっていないというが、尋ねた範囲では、みな隠居を先にしていて、また、隠居した親がオモテに来てイロリ端に座る時は、キジリに座るものとされている<sup>9)</sup>が、中には父親と戸主を並んで座らせる家もある。西浜では、現在イロリの多くは姿を消しているが、掘りごたつに改造され残っている家では次の例のように座順のイシキの名残りがみられるところもある。



図 10 間取りとイロリ端の座順



掘りごたつでは、コシュがダイドコに座る。父が隠居してから、自分(29:44m)がダイドコに座るようになったが、父親が遊びに来たとき座ブトンを横に置いてすすめると、年寄りの顔色ががらっと変わって機嫌が良くなる。また、フロに入る時、脱いだ衣類を大黒柱の根元に家族の物が置いてあっても、それを除けて置く。その意味が解らなかったが、近頃ようやく、隠居していてもオモテに来れば自分の責任は重いという事を示しているのだと気がついた。おそらく、このようにこだわるのは自分のイェだけだろう。父は13歳のとき自分の父を失い苦勞して築きあげて来たので、こうした点に人一倍敏感なのだと思う。

### 子連れ隠居

表8にもあるように、年寄りがヨマに移る際、あとつぎの弟妹(あるいは孫)を連れてゆくこともある。その理由としては、あとつぎの弟妹に関しては、「そのほうが自然だ(弟妹たちにとって居心地が良い)から<sup>10)</sup>」、孫については「オモテの経済的負担を軽減するため」という説明があげられる。しかし、このような子連れの隠居は、件数も少なく、むしろ例外的である。つまり、子女を育て上げてから隠居するのが常態であり、負担を減らすといっても1人だけ連れてゆくことにそれほど差があるとは考えら

れない。むしろ、5例中3例までは、明らかに身体的なハンディキャップのある子女を伴っての隠居であり<sup>11)</sup>、残り2例もこれまでの聞取りでは確かめ得なかったというだけで、このような要因の介在の可能性を否定するものではない。東北地方の同族において、分家分出のかなりの部分が、こうした非あつぎ成員の処遇をめぐる行なわれているのに対応するものと考えられる<sup>12)</sup>。

### 隠居の得失

ほとんどの人が利点として、上下2世代の分離によって、相手の世代に無理に自分たちの生活様式を合わせないですむ点をあげている。

若い夫婦の中に年寄りのにおいもちこまない。また、年寄りのほうも思想のちがった若い者に合わせなくてすむ。

これは、すでに述べたように食事の点が最も強調されるが、このほか年寄りに来客があっても、ヨメに気がねせず長居できる点をあげる者もいる。また、あつぎが区長になる前に隠居する理由として「区長になると、外からも偉い人が来られるのに、年よりが居ては気を使わせるから」と述べていた。

隠居の欠点としては、殆どの者が生活が二重になるための経済的損失をあげている。とくに最近では、電気(昭和24年)、水道、ガスが入り、テレビ、冷蔵庫その他の台所用品をそろえるので、いっそう大変になった。また、配偶者と死別し老いてゆくに連れ、独り暮らしが次第にきつくなってゆく。とくに男の隠居でこの辛さを訴える者がいる。ヨマで亡くなることは少ないというが、動けなくなるまでヨマで頑張るのが通例で、現在入院中の年寄りであってもオモテに帰っているケースは無い。こうしたことから、隠居制度への反対の考えの持ち主も40代の男子に何人か見られるが、かれらも、結局は自分より若い者が隠居し始めればムラの習慣に従わざるを得ないだろうと述べている。

隠居しない例

現在、西浜では既婚二世代を含み、隠居をしていないイエが11例ある。うち7例までは、正式の隠居をしない理由の明らかなものである。すなわち、[14]、[16]はそろそろ隠居を考えているとコシユが述べており、数年先に通常の隠居をするものと予想される。[24]、[30]は、すでにヨマに移

表 9 直系家族で隠居していない例

調査番号	家族構成	備 考
[4]		ヨマ無く、早くから父親死亡。
[11]	表 8 参照	1980年11:59mが隠居するまで、11:78mも隠居せず三世代同居していた。
[14]		オモテが狭いので、2年前ヨマを建て寝泊りのみヨマでしている。
[16]		そろそろ隠居を考えている。
[20]		ヨマを建てる余地なく、昔から隠居せず。ただし、20:51mの親は町に家を買って住んでいる。
[24]		1975年、所有の山の林道工事があり、伐採した材木を無駄にしないよう倉庫を改造して新しいヨマを建てた。それで24:54m大樹が寝泊りし食事もあつぎ夫婦と別になっているが正式に隠居していない。しかし1979年嗣子死亡したので自分隠居できない。
[28]		
[30]		1971年オモテ火事で焼失、ヨマ子達の建物に移り3年間ぐらいい同居。息子が自衛隊に就職、その妻は現在の空屋に移る。事実上隠居した恰好だが、正式に隠居するとは言っていない。耕作、コヤの使用は共同。
[35]		非本戸で、ヨマ建てる余裕なし。
[49]		非本戸だが、49:71fは[49]のはなれに居る。本文参照。
[50]		寺の住職。

り寝食を別にしているが、表9説明のような特別の事情によって正式の隠居をしていないものである。〔50〕は、寺の住職であり、ムラの人々からも慣習に従うことを期待されていない。また、〔35〕は非本戸でヨマを建てる余裕を持たず<sup>13)</sup>、同じく〔49〕は形態上49:71fがはなれに住んでいるが、後述(本文155頁参照)のように別の理由による。

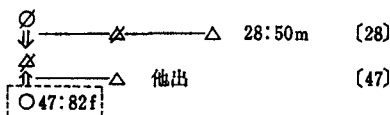
残り4例のうち、〔11〕の11:78mは隠居用のヨマはなかったが、その息子が1980年に建て隠居したように、いちおう経済的余裕はありながら、本人は隠居しなかったものであり、また〔4〕の4:73f、〔28〕の28:73fは夫と早く死別、あとつぎと同居を続けている。前者はヨマが無いが、後者はかつてヨマとして用いられた部屋のある家に住んでいる。〔20〕は、20:51mが隠居していないが、これは以前からヨマのための敷地が屋敷の内にも外にも無かったからであるという。ただし、20:76fは、20年近く前、町に自分の家を買って住んでいるので<sup>14)</sup>〔20〕が隠居と全く無縁のイエとはいえない。

このように、西浜で隠居のノルムは、ムラの外への隠居という新しい例を含みながら現在なおかなり忠実に実行されており、隠居しないケースも多くはやむをえない事情によるものである。

### ヨマ類似の例

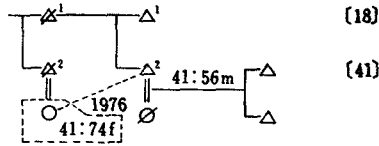
〔24〕、〔30〕のような早晚隠居に連なるもののほか、ヨマのような形をとっていてもその成立の経過などからヨマとは認められていない5例がある。境界例としてヨマの必要条件を考える上に参考になるので、次に記しておく。

図 11



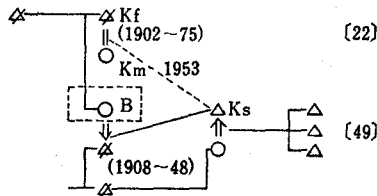
47:82f は、28:50mの祖父の後添で直接の祖母ではない。いま住んでいる家も47:82fが自分で行商しながら建てたもので、[28]からの隠居ではなくヨマといえない。なお47:82fの実子は町で生活している。

図 12



41:74f 夫婦が、ヒナタにある今の店を始め、寝泊りしながら商売をしていた。夫が5年前に亡くなり、41:74f は4年前41:56mを養子とした。現在、オモテには、41:56mとその子が、店には41:74f が寝泊りしている。形の上からは、店がヨマのようなのだが、41:74f が41:56mと一緒に働いており、「ヨマとは年寄りが隠退し充分働けなくなって老後を送っているところ」という定義からすると、ヨマとは言えない。この点、年寄りが店に住んでいる[33]も形態上同じであるが、[33]では世帯の分割が正式に行なわれているのに[41]では行なわれていないという差異がある。

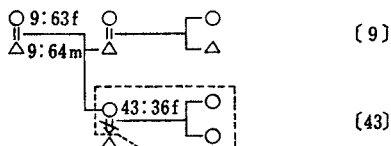
図 13



[22]はKfのイエだったが、子が無かったので、1953年ごろKs夫婦を養子として籍に入れ自分はヨマに移り、妹Bとその息子夫婦をオモテに住まわせた。ところがKsに子が3人できた1960年ごろ、KfとKs母子の折り合いが悪くなり、KfはKsらを追い出し再びオモテに

住んだ。Ksは、自分で現在の位置に〔49〕を建て実母Bと共に住んだ。KfはKsの籍を抜くとなると、それまでの労働分を勘案し慰謝料支払いの問題が生ずるので、そのままにしていた。したがって、BとKs母子は、戸籍上B姓とK姓に分かれている。現在、Bの住んでいる〔49〕のはなれをヨマとみなす者もあるが、ベッタクとする者あるいは、〔49〕が非本戸であることもあってBの世帯としての独立性を認めない者など意見は区々である。

図 14



43:36fは、他村に婚出したが、離婚し子ども2人を連れ実家〔9〕に同居していた。1981年両親がヨマを建て隠居したので、オモテの弟の妻との折り合いもあり、一緒について行った。将来両親が亡くなってもそのままヨマで生活することは可能であるが、その場合ヨマとはいえないであろう。

図 15



44:52fは、他村に婚出したが夫に死別し、ムラに戻って来てウマヤの二階で暮している。強いていえばベッタクで、ヨマとはいえない。

以上のような西浜の隠居制を支える主な構造的特徴のひとつは、イエ内における各夫婦ごと<sup>15)</sup>の世代的層序性にあるといえよう。この点を端的に示すのは、サイフを戸主が一手に握らず、世代ごとに分散している例が少

なくないことである。町で入院中の老人が、年金の受取りをイエの若い者に任せず、1日1往復のバスに乗って、わざわざムラの郵便局まで受領に来ていたのも、親子の不和を示すというより、イエ内における各世代の独立性を表わしているといえよう。

学校を出て2～3年、つまり「オヤジが恐ろしい間」は、自分の稼ぎを父親に渡しているが、20歳近くになると自分で持っているようになる。友人がみな自分で持っているので、親のほうも息子に持たせないわけにはゆかなくなる<sup>16)</sup>。もちろん、父親の収入だけで足りない場合、息子のほうで加勢する。また、インキョの動機のひとつに現われているように、日常の交際も同年層の夫婦間で行なわれている。

もちろん、同一イエ内で各夫婦がバラバラの活動をするわけではなく、戸主とその配偶者である主婦により統率されている。戸主は家産管理者であり、子女の婚姻を決定ないし承認し、また、ムラにとって重要な事項の討議に参加し成員に徹底させる責任をもつ。イハイその他イエの祭祀や、他のイエとの交際の中心であり、多くの場合家産の登記名義者である。一方、主婦のほうは、コヤのカギによって象徴されるように、衣・食の消費生活のやりくりや子どもの第一次的養育者としての役割を持っている。戸主権、主婦権の移譲が隠居前に行なわれる可能性は認めても、その契機は必ずしも明らかでなく、またその事例もない<sup>17)</sup>。

さらに、注目されるのは、このような戸主権とは別に、一番下の世代がイエの中心的主体となりうることである<sup>18)</sup>。たとえば、三世代夫婦が同居している場合、ホンド組織には孫が参加し、通常の寄り合いにイエを代表するほか、隠居が行なわれる際に常にオモテに残るのはこの孫である。つまり、最上世代から順にヨマへ出るか、最上世代が孫と共にオモテに残ってナカがヨマへ移るかの選択はなされても、孫夫婦が出ることはありえないとされ、実際〔33〕や不完全ながら〔24〕の事例においても守られている。

以上のような西浜の隠居制は、大間知(1953, 1954)の分類による「複世帯制」のうち隠居年齢が比較的高齢のものに属し、竹田(1964)の分類では「単独別居」の「嫁入婚老年隠居」に相当する。その類例は、対馬のうちでも南西端と北東端に顕著である<sup>19)</sup>ほか、竹田(1964: 118—119)によれば他の類型に比べ相対的に少ないが、兵庫県飾磨郡八木村木場部落や島根県鹿足郡の津和野町や六日町にみられるという。ただし、木場部落の場合は、別居同食同財で、異食異財の西浜とはかなりの開きがある。

韓国済州島のケースも、形態上の類似が認められる<sup>20)</sup>。すなわち、石垣に囲まれた敷地の中に内棟と外棟の居住棟が分かれ、いずれも台所、便所、穀房などが付設されている。長男は結婚後間もなく畑を分与され外棟に分居し、別居、別食、別財の複世帯が生ずる。ここでは長男世帯も公祖公課を別に負担する。しかし、この2世帯は同一チブ(畳)としての一体性を保ち、役場の世帯票では直系家族であるかのように記入されている。一家の代表権、祭祀権は父親の手にある<sup>21)</sup>。ここまでのところでは、同一屋敷内に分住する2世帯が1戸として扱われるという点だけが西浜と共通しており、早い分居の時期、嗣子の分居、親の代表権・祭祀権の維持など相異点が多い。しかし、竹田(1980: 619—620)の法還里の例によると、父親が子女を片付け、65歳ぐらいになるといったん別居した長男夫婦と居住棟を交換し(つまり母屋に当たる内棟に長男夫婦が住む)、代表権・祭祀権も長男に譲る。つまり、父の隠退後の状況は西浜のケースとほとんど変わらないことになる。

## V その他の年齢階梯的習俗

芝居を行なうタヌー組織のほか、子ども組や娘組的な組織あるいは元服、カネツケといった習俗も現在ほとんど廃れているが、年齢階梯の性格をもっている。

子ども組的な行事として次のようなものがある。



イノコブリ 10月の最初の亥の日の晩、9歳~12,3歳の男の子どもが、丸い大きな石に環をつけ紐を通して<sup>1)</sup>、引きながら各戸をまわってモチやお金をもらって歩いた。昔は、この石がムラの内にころがしてあったという。しかし、この話をした58歳になるインフォーマントも、自分の幼時に経験した記憶はないとしているところから判断すると、50年近く前にすでに廃れていたようである。

コッバラ<sup>2)</sup> 5年くらい前まで下記のような行事を、子どもたちが中心となって行っていた。ただし、西浜では必ずしも集団をなして行なうとは限らないようである。

トゲのあるダラの木2本をナノカ正月の頃、門松に供えておき、1月14日の晩に皮をむき、半紙を細く切って間を空けながらラセン状に巻きつけ、松明であぶる。真黒になったのをはぐと白と黒の縞模様がつく。翌朝(1月15日)この棒(コッバラ)をもって、モモ、クリ、ミカンなどの果樹を叩く。

現在残っているのは、一般にどんど焼と称されている正月15日の行事である。

この日の夕方、小学生2、3年から中学生までの子どもたちが、テボ(背負籠)をかついで、モチをもらってまわり、シメナワやウラシロなど正月の飾りを外したのをカゲとヒナタ2ヶ所に分かれムラの人家が外れた道端で焼き、モチをあぶって食べる。

以上のように、踊り子の階梯に上る前でも、仲間が集まって遊ぶ風習が無かったわけではないが、子ども組というほど明確な組織ではなかったと考えられる。

女性の年齢階梯の集団について、次のような聞取りが得られた<sup>3)</sup>。

娘たちが14歳になると、ワカイモンとして、きまった宿に夜集まって遊んだ。宿に泊ることはなかった。24歳のワカイモンのタイショウが取りしきっていた。初めて入るとき、別にあいさつに物を持ってゆくことはなく、タダ行けばよかった。新入りは雑用をやらされた。昔は、13、4歳で結婚したから、宿に子どもを連れて行く者も居た。宿は、盆踊りの宿のように、毎年交替した。

3月3日には、昼間磯に行つてサザエや磯魚をとつてきて、夕食を各自のイエで済ませてから、集まり甘酒を飲んでお祝いをした。若い(踊り子ぐらいの)男の人々も呼んだ。バアサン組(25歳~55歳くらい——6歳になれば遠慮して出てこない——)の女性も自分たちで同じようにごちそうを用意したので、青年たちは両方の組にかけもちで呼ばれた。

これによると、既婚者を含む<sup>4)</sup>こと、若者への仲間入りが男より少し早く、組織は簡単であるが、25歳を境に2つの組があったこと、男子のトウドリに相当する年齢のワカイモンのタイショウの存在などが注目される。

この習俗は、70歳以上のインフォーマントでないと断片的にしか知らないで、50年くらい前にすたれたものと推測される。現在では、霜月(11月)15日の夜、トウドリが寺に女たち(婦人会、青年団女子——既婚者を含む)を集め、イイキカセと称し、「人前で馬に乗るな、人前ではおかぶりするな」といった礼儀・作法を注意して聞かせる<sup>5)</sup>。また、盆踊りの打上げのとき、女子を招いて合同で飲食することもある。

このように、西浜の年齢階梯制は、男女間の多少の交流はみられても、他地方のように<sup>6)</sup>婚姻媒介の中心となったり、あるいは逆に厳しく規制するといった機能を果たしていなかったようである。これは、ひとつには村内婚が多く、かつ早婚で、婚姻そのものもその儀礼からも窺えるように簡略であり、配偶者の選択には主に親が関与していたこと等と関連があるものと考えられる。もっとも、次のようなカベウチの習俗<sup>7)</sup>や、イイキカセ

に他所者との交際への注意警告が含まれていた<sup>8)</sup>とすれば、ムラ内婚の徹底という役割をもっていた可能性も全く否定はできない。

カベウチ 昔の結婚式は簡単で、晩焼酎一本下げて中年の女の人が迎えにゆき、娘はその姉妹か血筋の者に付き添われ、夜具と翌朝から使う仕事着をもって来た。新郎新婦は口を利かなかつた。これで済むので、ネコの仔を貰うより簡単だった。しかし、こうして誰にも解らんようにやっても、ワカイモンが多勢やってきて、夜中カベをどんどん叩いた。

通過儀礼としては、生後7日の命名、100日の神社参り、1年目の誕生日(箕の中に這わせ、トリアゲバアサンが米を入れた袋で腰を叩く)、盆踊りへの加入、元服またはカネツケ、婚礼それに厄祝い(男は数えて24歳、41歳、61歳、女は19歳、33歳)がある。婚礼は、戦時体制下で本土のような夫婦盃を交わすやり方が広まるまで、前述のようにきわめて簡素なものであった。また、1回の婚礼で終生添いとげるのはむしろ稀なほど、落ち着くまで出入りをくりかえすのが多く<sup>9)</sup>、他地域の婚礼に匹敵する盛大な個人の通過儀礼は、元服やカネツケのほうであった。17歳になると霜月(11月)15日に、男は羽織・袴を用意し、元服を頼み、女も今婚礼で着るような衣裳に髪も島田髷に結ってカネツケ親にカネツケを依頼し、式が了ってから氏神様にお参りした。その後自宅で、ジイサンのイトコ位までのシンセキを招待し盛大な披露宴が開かれた。元服親、カネツケ親には、西浜ではオヤカタ(主筋の給人)に頼むのは少なく、オジオバなどの近いシンセキになってもらうのが一般的であった<sup>10)</sup>。元服には父方のオジ夫婦、カネツケは母方のオジ夫婦に依頼したというインフォーマントもいる。1937年日中戦争の頃から、次第に経費節約や生活改善が叫ばれ始め、派手な披露を取り締まるようになって廃れた。それでも数年くらいは、内緒でオヤを依頼し家族内で内輪に祝っていたが、現在では着物を買って氏神に参拝する程度である。

さて、西浜の元服、カネツケで注目されるのは、長男と長女のみが盛大に祝われるという点である。従来、これらの儀式について、個人の思春期における身心の変化を社会的に区切り、一人前の大人としてのステータスを承認するという意義が重視されてきた。たしかに、このような推移儀礼としての側面をもっていることは否定しえないが、それだけなら何故長男、長女がことさら重視されるのであろうか。この点は、さらに元服の年齢である数え17歳が、ムラのクヤクニンとして一人前の資格を認められる盆踊り組織への加入年齢（数え16歳）より後になっていることにも関わっている。もし、これらを個人のイニシエーション儀礼と捉えるならば、成人儀礼である元服・カネツケが先で、そこで社会的に成熟を認められた個人が同時またその後にもムラ社会の成員として承認されるのが論理的順序であろう。この矛盾については、すでに棚瀬（1954）が指摘している。かれは、元服をイニシエーション儀礼とみなす立場から、琴村<sup>ケン</sup>琴や奴加<sup>マツリ</sup>岳村廻において行なわれている若者入り前の半元服の儀式、あるいは豊崎村浜久須において15歳になると行なわれる親取りを「原型」とし、対馬でより広汎にみられる元服を後にする慣習をその変化した型と解釈している。では、なぜ「変化」したのであろうか。「原型」を認めるとしても、なぜ長男のみが元服を盛大に行なうのであろうか。ひとつの可能性としては、長男はイエの後継者であり、ホンド組織の成員となる者だからという説明が考えられる。しかし、これでは長女のカネツケが盛大に行なわれる理由の説明にはなりえない。東北を中心に一部の地域で明治初期まで行なわれていた初生子相続（アネカトク）制が当地でも行なわれていたとすれば両者とも説明がつくが、その痕跡は全く見出されない。

これらの問題点は、次のように考えることにより説明がつくのではあるまいか。元服・カネツケには個人のイニシエーション的性格と並んで、イエの世代経過を示す重要な契機としての意味がある。個人の通過儀礼のあるものが、イエによって選択され強調されるという点は、本土においてもしばしばみられる総領息子、総領娘の婚礼を弟妹のそれよりずっと派手に

するという傾向と軌を一にするものである。すでに述べたように、西浜のイエにおいては、世代の親念が隠居の前後を通して強くみられる。元服・カネツケは戸主の1代において息子と娘の成人を1回ずつ祝い、シンセキを主体とする客を招き披露するイエの私的行事である。他方、盆踊りへの加入は、クヤクニンとしての能力ないし資格の公的認定であって、推移儀礼としての要素は必ずしも不可欠のものではない。クヤクニンとしての1人前とは、体力と共にムラ内外で社会人として活躍してゆく上の素養を身につけることであり、盆踊りの期間はその修得にあてられている。したがって、その仲間入りに当たっては入社式的要素、たとえば死と再生をシンボライズするような儀礼<sup>11)</sup>あるいは山に身を隠し先輩に連れ出されるといった儀礼的要素が希薄なのは当然であると考えられる。

厄祝いは、6月15日にごちそうを作りシンセキを招いて宴をはり、町のように神社へ行ってお祓いを受けるようなことはしない。もっともこの共食自体に、厄を免れる意味が含まれているとも解し得る<sup>12)</sup>。また、61歳の厄祝いをすませることは、隠居を促す契機のひとつになる<sup>13)</sup>。同年者の死に対し、本土で行なわれている「耳ふたぎ」のような習俗については聞き出しえなかったが、その葬式にはできれば参加しないというインフォーマントがいた<sup>14)</sup>。これは、かつてのムラ共同の漁や祭りに人々が集まった時、自ずと同じ年齢層の者が固まって座ると言われることと共に同齡感覚の強さを示す<sup>15)</sup>証拠と考えられる。

## VI 西浜社会の年齢階梯的特徴

前章まで、盆踊りや芝居の組織、自治組織、隠居制その他について記述してきたが、本章でそれらを通して認められる年齢階梯制的な特色についてまとめてみたい。

第1に、役員を中心とした自治組織は勿論、盆踊りや芝居の組織もムラ



の組織であり、西浜を越えることはない。この意味で、盆行事の集団は年齢集団であると共に地域集団であるとも言える<sup>1)</sup>。そして、ムラがイエによって構成されていることに対応してイエとのかかわりを強く示している。すなわち、スガタメの行事は個人が成人となったことと同時に、ムラのクヤクニンとしての資格をもつこと、あとつぎであれば直ちにホンドの成員となり、その父はホンドから脱退することを意味していた<sup>2)</sup>。また、これほど明確ではないが、イエ内部での隠居という私的行為も、そのイエの内での地位の変化に留まらず、ムラの大部分の公的行事からの隠退をも意味しているのである。

さて、このようなムラの一環としての盆行事の組織は、自律性をもっている。盆行事はトウドリを中心としたトシノウチの活動にほとんど全権を委ねられていた。経費はムラから支出されるが、それは必要分を各戸割りにして徴収するというものであり、予算面からも運営面においても、制度そのものの改変に至らない限り年長者から直接の制約を受けることはなかった。しかしながら、この組織がムラから独立した若者たちの任意の集団ではないことは、盆踊りの行事の間の教育で第一に強調されるのが、ムラの一員としての礼儀作法とそれにふさわしい処世術の習得にあることから明らかであろう。この意味で、有賀(1948:148-149)の若者仲間を村落組織の一部として捉えるべきだという指摘は西浜の場合にもあてはまる。

この問題は、平山(1978:41-74)に詳しく取り上げられているように若

#### 図16説明

1. 時点は非本戸の青年が盆踊りへの参加を認められる直前(1970年ごろ)とする。ただし、ホンド、コシュ、建設委員、総代の資料は当時のものが無いので、現在のものを参考にした。
2. 盆行事とホンドは、人数と面積の対応を考慮して作図してある。ただしシショウのように同一人物が2年連続してつとめるときは倍のスペースを使っているので、厳密には比例しない部分がある。
3. 年齢は四角で囲ったもの以外は流動的である。この表に限り数え年。
4. 盆行事の系列にトシヨリの階梯をも記入したのは、この階梯になると関与しなくなるというネガティブな意味においてである。
5. ホンドで点線部分は嗣子が居らず、50歳をすぎてもやむをえずクヤクに出ているもので、事情に応じて実質的に一部を免除されている。

者組の自律性として、論じられてきた。しかし、これについては後にふれるように（171頁以下参照）個々の村落の性格とも関わり一般化は難しいが、比較的自律性を認められる西浜の事例でも、一定の枠内における自律性であることは留意すべきであろう。

第2に、図16からも明らかのように、西浜の年齢階梯組織が、踊り・芝居の系列とホンド役員組織の系列の2本立てになっていることである。勿論、両者ともムラの組織の一部をなし、その構成員も同一であるから相互に密接な関係がある。たとえば、踊り子として認められることは、ホンド組織加入の要件となっている。ムラの人々もこの両系列を截然と区別しているわけではないが、資料を整理してゆくうちに、次のような点から区別があることに気付く。まず、盆行事の系列には、踊り子の加入、サンジュウウチ、トシノウチなど絶対年齢による区切りも用いられているのに対し、ムラの自治組織の系列では、役員がその時の人数により相対年齢によって決められる。成員権の点でも伝統的には本戸という点は共通しているが、盆行事のほうは次、三男など非アトトリも加入を認めるのに対し、自治組織のほうは、専らアトトリのみが参加するという差異がある。

これまでの年齢階梯制の研究では、同一社会の階梯組織間のズレについてあまり注目されていない<sup>3)</sup>が、注意すれば同様の事例がもっと見出されるのではないだろうか。

盆行事には、非本戸の参加を認めず、また給人（士族）は奉納を受けるのみで、その子弟が踊り子として加わることはなかった。このように制約の強い盆行事になぜ次、三男の参加を認めていたのであろうか。次、三男にしても多くは、左官・大工など手に職をつけタビに出て、村外で定着することを目指していたから、昔であっても踊りへの参加が許されることは恩典というより負担の多い義務であったと考えられる。かれらが踊りに参加することによって得られるメリットは、クヤクニンの資格をもつことによって長男の代理にクヤクへ出ることのほか、漁業権との関連があったのかも知れないが<sup>4)</sup>確かめていない。ただしかれらがムラにベッタクとして



定住しても、次の代、つまりかれらの子は盆踊りと無縁であった。

なお、同じ対馬島内でも豆酏<sup>5)</sup>、久田村久和<sup>6)</sup>、鴨居瀬<sup>7)</sup>、廻<sup>8)</sup>の盆踊りはすべて長男に限られていた。

第3の特徴は、階梯の弾力性である。通常の年齢階梯制では、絶対年齢または参加年数に応じ、一定の決められた階梯を各個人が順次通過してゆくのであるが、西浜の場合、トシノウチなど絶対年齢に基づくカテゴリーを除き、踊りや芝居の組ということもあって人数を確保することが先決問題で、それぞれの段階を何歳で了えるかは、その時の状況によって大きく異なってくる。しかも、マエガワ、アトガワ、あるいはシュクロウなど個人がどのコースをとるかによっても、段階そのものに差がある。開始の教え16歳という年齢でさえ、昨今のように上級進学者が増えると区々になってくる。

また、この特徴は、ムラの役員組織についても言える。たとえば、区長は35歳前後といってもその年に該当者が居なければずっと若返らざるを得ない。他の役員についても同様である。さらに、戸主になる年齢(隠居年齢についてはすでに述べた)もイエ内部の状況によって決まり、表7では34歳~57歳と20年以上の開きがある。

第4の特徴は、こうした弾力性にも拘らず、それが全くの不定形ではなく、一定の幅を有し全体としてひとつの体系をなしていることである。たとえば、区長は35歳を中心に上下5年の幅にはぼ収まるし、隠居年齢も60歳の上下5年の範囲に殆どが入る。もちろん、こうしたシステムが成り立つためには戸数や人口等が一定していて、少なくともあとつぎがムラに残るという条件が必要である。この条件は、これまでも戦時下でくずれ、盆踊りや芝居などの組は欠員を生じかなり年上の者が再びつとめさせられたということもあった。さらに、この数年間の兼業化の進行による強い影響を受けた。しかしそれにもかかわらず、西浜では第1章にのべたように、あとつぎの大部分が在村しえているという条件にめぐまれ、慣行の存続を全く不可能にするような環境の変化を経験せずすんだ。

盆踊りの年齢階梯組織は東海岸の久田ではすでに明治19年、比較的西浜と似ているとされる西南端の豆敷でも大正期に、大きな変革を余儀なくされている。それにもかかわらず、西浜において現在なお存続し得ていることの意味は大きい。つまり、単に西浜が地理的に隔絶した辺鄙な位置にあったとか、住民が保守的に伝統に固執していたというだけでなく、西浜の年齢階梯制そのものが、上記のような弾力性をそなえていると同時に、無限定に変化することなく全体のシステムを保持しようとする指向性を有していることに由るといえよう。そしてこの指向性には、上記のような性格をもった年齢層序感覚が中心的役割を果たしていると考えられる。

第5の特徴は、実行運営の責任が、階梯全体のほぼ中間に位置する者の手に委ねられていることである。年齢階梯というと、年齢の上下による秩序が強調される余り、長老に決定権の委ねられている、いわゆる老人支配と結びつけて論じられる傾向がある<sup>9)</sup>。しかし、西浜でみられたように、年齢階梯の明確なところではむしろ、一定の範囲に限って（といっても西浜の区長の場合、ムラ内の日常的活動を殆ど含みムラ代表権さえ有するのであるが）、権限を中間の役に委ね、その長上の者は顧問役に留まる例が少なくない。西浜では、まずホンド組織（15歳～約50歳）の中間の35歳前後の者が区長になり、ホンドの最年長者ネンドウはその顧問役をつとめる。後者は、ヨリアイの議論でまとめ役にまわるなどの形でリーダーシップを発揮することはあっても、たとえば年寄りを代表したり、一定のグループの利益を代弁するといった権限をもっているわけではない。これは、そのアトトリが盆の踊り子になれば、自動的に隠退し次の年長者が新しいネンドウになることからいえる。

さて、区長以下の役員（15歳～約35歳）のうち、ほぼ中間の位置をしめる者なる肝煎は、かつてはムラ内部の事柄をとりしきる世話役である<sup>10)</sup>。したがって、ムラ内の行政の運営は、ほぼ25歳の青年によって行なわれていたのである。盆行事の系列においても同様の現象がみられる。つまり、盆行事は40歳以下のトシノウチに委されているが、その責任は21, 2歳のマ

エトウドリにある。芝居の組の最年長者オオトウドリは、タヌー内のまとめ役である。トンノウチ以下の中間は28歳であるから、トウドリは若すぎると見ることもできるが、盆行事を実際に行なうのはタヌーと踊り子で年齢的には15歳～約27,8歳であるから、この活動部分からみれば中間に位する。タヌー以下を除く狭義のトンノウチは、トウドリの顧問としての性格をもって、盆行事について重要な問題のあるときは、トウドリがトンノウチまでのヨリアイを召集する。

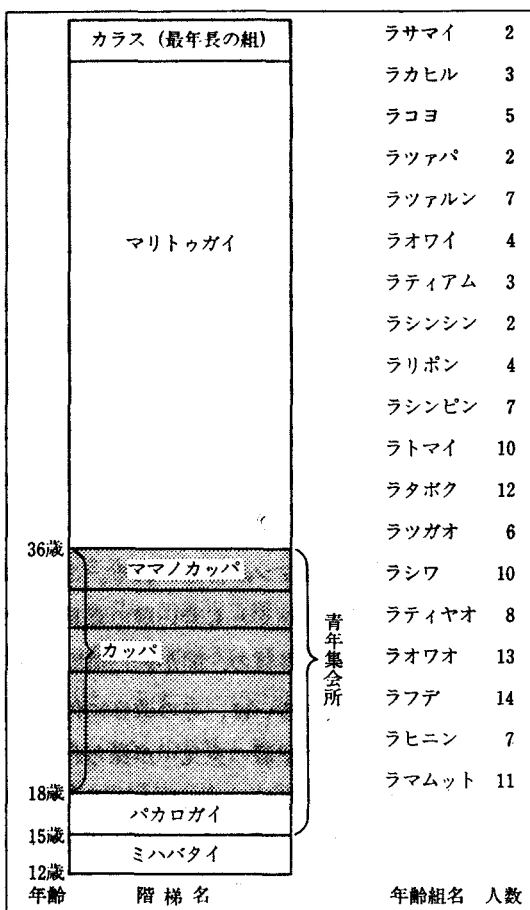
寺の檀徒総会を召集、司会をするのも総代ではなく、寺肝煎（家並み順だが、ホンダ加入者がつとめるので総代より若い）がつとめる。

もちろん、慣習の改変、ムラハチブ、選挙など重要な事項に関しては、コシュヨリが開かれムラの総意がまとめられる。この場合も召集者は区長であり、隠居は出席しない。たしかに、ここでは年長者の意向が、ムラヨリのときより強調される。しかし、意見がまとまらない場合、世代別に分かれてのグループ・ディスカッションが行なわれる。これは確かに全く平等な個人間の討議ではないが、少なくとも若い層の意見が徹されるという点で、上意下達的な意思決定とは異質の、開かれた側面を有しているといえる。たとえば、盆踊りの存続あるいは、寺の改修に伴う位牌棚の順位などについての論議では、40代の中堅層の意見<sup>11)</sup>が採られている。

このような、西浜における中間階梯への大幅な権限委任の現象は、台湾原住民の海岸アミにおいて見出されたもの<sup>12)</sup>と構造的にきわめて類似している。筆者が現地調査した海岸アミ族のP村では、図17のような年齢階梯(age grade)と年齢組(age set)を併せもっている。明確な年齢組を欠く西浜とは対照的に、3年ごとに結成される年齢組は組名をもち、青年の階梯を了えた後も終生結束を保つ点では異なる。しかし、「中心をとる」という表現で中間階梯の組に一定の権限と責任が付与されている点が共通している。

たとえば、ムラ(niyaro)の祭や建築の段取りは、青年集会所(sabi)の組織であるカッパ(kapah)の最上級ママノカッパ(mama-no-kapah)の手に委

図 17 海岸アミ族P村の年齢階梯と年齢組 (1970年)



ねられている。ムラの成年男子は、カッパの年長者マリトウガイ (*maritōgai*) を含めその指揮下にこれらの行事に参加する。ところが、カッパだけの集まりでは、ママノカッパの次の級のラクリン (*lakōrin*) およびその下の級のラツィポタイ (*latsipotai*) が、その補佐役として切りまわすが、それとは別にカッパの中間に当たるラフデ組の者あたりが「自分たちはカッパの中心に当たるから、その活動では一番大切な組である」という意識をもっ

ている。また、マリトッガイの集まりでは、ラリボン組がほぼ中間の級としてそのまとめ役に当たる。さらに、ムラの長にも、ほぼマmanoカップの年齢層の者がつとめている。

さて、このように30代の青年層にムラの行事に関してもかなりの権限の付与される例は西浜だけでなく、対馬の他村落、さらに本土の年齢階梯制をもつ村落においても見出すことができる。

まず、鈴木(1972:397)によると、阿連では16歳から30歳までを若い者といい、30歳の者をワカイモンガシラといった。31歳以上40歳までがネンドーであり、40歳以上の者をネンドーガシラと呼んだ。これは何人いてもネンドーガシラにした。41歳以上をトシヨリという。村の実権は、右のネンドーが握っていたという。

また、上県郡の鴨居瀬については、中野(1951)および岡田ほか(1954)により年齢階梯制と村落構造の関連について対馬村落のうちで最も詳しい分析がなされている。ここでは15歳~33歳未満(二,三男は16歳~19歳)が「若衆」、33歳以上40歳未満が中老、40歳以上は大年寄となる。長男は15歳になると「家主」として父に代わり、家を代表して村の自治や儀礼等の慣行上主役を演ずる。若衆は、「村仕事、家業は勿論、盆踊りや舟苦勞、等々の主役をつとめる。若者でなければ果たせない激しい漁業労働が漁村の年齢階層における彼らの位置を強めている<sup>13)</sup>。」村の共同漁であるイルカ漁も「若衆」と「中老」が主役となる。若衆頭4名は、「区長」および「総代」(33歳~50歳のうちから選出)2名からなる「総支配」によって任命され、戸主会議によって同様33歳から50歳までのうちから選ばれる「六名」の指揮下に、若衆仲間および老若を問わず女の統制、道普請・井戸さらえ等の責にも任ずる<sup>14)</sup>。このほか、西浜と同様、盆踊りには下から順に10名の踊り子が出、また会議には「家主寄り」のほか、成年男子全部の「平等寄り」があるなど類似点が多い。ただし、戸数が多く(本戸59戸、寄留97戸)数集落に分かれ、かつ古くは士族がムラの長になるなど異質の条件があるた



め、役員組織は西浜に比べ複雑で、若衆頭の権限もかなり制約されたものにはなっているが、それでも50歳を過ぎると主要な役から退き、60歳以上は役割を免除されるなど、老人支配とは対照的特徴は明らかである<sup>15)</sup>。

他の対馬村落について、年齢階梯制については明らかになっているものが多いので、表10にまとめてみた。しかし、村落構造とくに役員組織との関連については充分明らかで無い。ただ、鰐浦について部落会長の年齢が12人について記されており<sup>16)</sup>、平均37.0歳、終戦時の3例を除く平均は33.0歳と西浜の区長のそれとはほぼ一致する。

本土では、茨城県北勝田市三反田において<sup>17)</sup>、4、5年前まで、17歳～42歳の若い衆が祭祀関係の行事、道普請などの村仕事を担当していた。若い衆の年長者トシタカが権威をもっており、また若い衆のうちからセワニンという役職を任期1年で選出、祭祀など末端行事に当たった。若い衆の上に中老(上限不明)、さらにその上に元老があった。若い衆の集會が毎年正月に行なわれ、年間行事を確認、世話人の改選、新入者のオナカマイリの承認などが話し合われた。決議は全員一致を建て前としているところが多く、若い衆を中心に運営されていたが、解決がつかないと中老に相談したという。ただし、中老には特定の指導者もなく組織的にも不定型であり、インキョカブで無役であった。このように、西浜と遠く離れ、農村部でありながら<sup>18)</sup>西浜の組織ときわめて類似した構造を持っている点が注目される。

東海地方とくに伊豆漁村においては、若者の階梯が細かく分かれ、統制も厳しい。たとえば、伊浜では若衆組の最上級「親方」(32歳～35歳)に海や山林(若衆組の共有基本財産18町歩)の指揮権を委ねられている<sup>19)</sup>。しかしながら、伊豆地方一帯において村落自治組織は、船元(網元)あるいは什長会などの実権が強<sup>20)</sup>、若衆組に委ねられているリーダーシップの範囲が、西浜などに比し狭いようである。

しかし平山(1978:64)によると神奈川県愛甲郡愛川町半原細野では若衆組によって世話人と、さらにその上の大世話人が選出され、若者組ばかり

か細野部落（明治中期に100戸前後）の運営にも采配をふるった。

また、伊豆、桃取から西南日本に広く見出される寝宿<sup>21)</sup>は、年齢階梯と並んで永続的年齢集団の存在という点で西浜には見られなかった特徴といえよう。

一方、西南日本では、たとえば鹿児島<sup>うかぎ</sup>島竹子共生会のように、特定の本家あるいは地主の統制が欠如あるいは弱い村落において、青年層が祭祀のみならず生産、生活に関する各種事業の推進主体になっている<sup>22)</sup>点は、西浜のケースと共通している。

東北地方においては、秋田県館合の若者連中のように、15歳から35歳までの者が小走り、ろうそくつぎ、器具係、年番といった階梯に分かれ、祭典行事を執行するほか、消防、道普請、入会採草地の山焼というような広範なムラ仕事の労働力としても動員されていた<sup>23)</sup>。活動の広がりという点では西浜に似ているが、地主である組頭層の牛耳る村落組織の下請機関としての性格をもっている。下北の尻屋では、25歳～42歳の三余会が村祭、能舞行事を主として、部落生活運行の中心的存在となっているが、その上に部落会（42歳～72歳）があって企画と協議に当たっている<sup>24)</sup>。さらに、津軽地方14ヵ所を調査した平山（1968）によると、若者組には組織がルーズなものが多いが、むしろそれ故若者頭が村政の中核につながっていて若者組は大きな力をもっていたと述べている。いわゆる「契約講」という年齢階梯制においては、たとえば宮城県牡鹿郡小網倉浜のように、15歳～42歳の若者契約、42歳～60歳の年寄契約、60歳以上の金比羅講、庚申講などの年序階層に分かれ、女性もそれに見合う階層を有している。地先漁業労働力の主力が青壮年層におかれ、「部落の若いもんが部落を背負っている。若いものいない家はそれだけ肩身がせまい」と若者の比重が大きいところもある<sup>25)</sup>。ただし、村の自治組織との関連は明示されていないので、どこまで若者の主体性が認められているのかは明らかでない。むしろ、同じ牡鹿郡の女川町塚浜部落では、青年団（15歳～25歳）、実業団（18歳～45歳）といった年齢集団がありながら、「若いものにはまだ部落のことはま



かせられない」と長老が40代を越えた人々をさしていう<sup>26)</sup>とあるように、若者組の上の世代の権威・実権が強いようである。

以上から、西浜に類似した青年階梯組織は本土でも多く見出されるが、村落組織との関連で、権限を大幅に委任されていると見られるのは、茨城県三反田と鹿児島竹子の2例である。とくに後者は、強力な身分階層的秩序の欠如が条件となっていることを明示している点で興味深い。西浜においては、在村給人が1戸、村外給人3戸を数え身分的支配が無かったわけではないが、在村のものはそれほど有力でなく、村外のは数グループに分散し、ムラの自治に直接干渉を加えるに至らず、経済的にも、本戸層においては極端な差がなかった。この点は、かなりの権限が若い層に委ねられていた条件として重要であると考えられる。また、その他の事例においても、権限が青年層に委されていないというより、自治組織に関する記載が無いため不明であるという例が少なくないので、この点が明らかにされれば、類似の例はもっと増すと考えられる。折口(1967:80)も、具体的資料こそあげていないが次のように示唆している。

昔は若い衆は村の中心であつた。若い衆の上に在るものは、少数の村の長老で、若い衆の指導に当つただけで、村の中の事一切は、若い衆が行つてゐたのである。

### あとがき

以上、対馬西浜の社会が様々の面において年齢階梯の特徴を有することについて述べた。対馬については、九学会の調査地に選ばれたこともあって、すでに多くの研究が発表されている。とくに、三品(1943)の盆踊組織および大間知(1953, 1954)の隠居制についての研究に啓発されるところが大きい。この小論が多少なりともこれらの業績を補うところ有りとなれば、その後の時間的变化、個別的事例の分析および諸制度間の関連に留意した点においてであろう。

本論で充分取り扱い得なかった点としては、全体社会との関連、とくに藩政期における政治権力とのかかわりあい、明治以降の市町村制や市町村青年団との関係がある。このため現時点での聞取りおよび観察にもとづく資料が、どこまで固有の伝統に根ざし、どこまで一定の時代的条件を反映したものかについての吟味が不十分である。

また、論じ得なかった重要な問題として次の2点がある。

第1は、本論で明らかにされた年齢階梯的特色がどのような条件と結びつくかという点である。農村においても欠如しているわけではないが、漁業との関連は無視できないように思われる<sup>1)</sup>。若者組が比較的遅くまで存続していたのは、多く沿岸部の漁業と関連のあった集落であった。瀬川(1951:116)も「海の共同作業では40歳の父親よりも16歳の息子の方が仲間に喜ばれる」というように漁業においては、青年の体力が重視されること、さらに佐藤(1970:277)が「ひとつの船のなかで全員が生死を共にするという、いわば運命共同体が形成され、……個々人の恣意や判断は決して許されない一刻を争う緊急の場面が、たえず展開されていく。それ故、漁業労働組織は階級制のもとで、はじめて円滑に推しすすめられていく」と述べているように、漁業と年齢階梯制の間に機能的相関関係のあることは否定できないようである。

また、対馬藩の夫役制は薩摩藩の要夫制と共に年齢階梯組織に大きな影響を及ぼしていると考えられる。

第2は、対馬を始め日本の年齢階梯制の通文化的位置づけである。従来、日本の年齢階梯制については、若者組の研究として膨大な事例報告と分析がなされて来たが<sup>2)</sup>、それが通文化的に見てどのような特色をもっているかについての組織的な検討は、高橋(1958)、上野(1973)を除いてはほとんどといってよいほどなされていない。もちろん、社会的・文化的脈絡の異なる社会間においての比較が常に有意な結果をもたらすとはいえないが、新しい観点や概念の導入、あるいはどういう点が藩政期の上からの影響によるものか、あるいはイエ制度が介在しているかといったことを確か

める手掛りにもなりうるであろう。

たとえば、本論でアミ族の年齢階梯制のひとつの特色である中間の階梯への権限付与の原則が西浜にも認められることを指摘したが、これは従来若者組の自律性をめぐっての論議に別の観点をもたらす可能性をもっていないだろうか。また、人類学で広く採られている age set (年齢仲間) と age grade (年齢階梯) の区分を日本の事例に適用し整理するといった操作も試みられれば、その特色を明確にするのに役立つと思う。概括的な見通しとしては、日本では年齢組の結合(とくに一生を通しての永続性)が、年齢階梯の発達、複雑さに比し、弱いということがあげられよう。

さらに、年齢階梯が制度化していないが、年齢秩序の重要な社会(仮に年齢層序社会と称しておく)に視野を拡大することは、年齢階梯制を構成している特殊性と普遍性を識別するのに役立つのではあるまいか。たとえば、現在の韓国では年齢階梯制は報告されていないが、年齢による目上目下の感覚はきわめて敏感で、喫煙、飲酒その他一般の礼儀はもとより言葉遣いに至るまで気をつけなければならない。同年契や年次別の同窓会はきわめて盛んで、その紐帯は社会生活において重要な役割を果たすことが少なくない。したがって、韓国の一村落を年齢層序社会とみなすことも可能で、実務方面の指導者(洞長、里長——日本流に言えば、部落の区長)は、見聞した限りでは30歳台か40歳台の前半であった。同じ儒教倫理の浸透している漢人社会では、長幼の序が強調され老人への礼が重んじられるが、韓国と比べるとその年齢秩序感覚はかなり鋭さを失う。これと場の原理の影響を受けた日本の年齢層序体系の比較は、それ自体興味深いテーマであり、日本の年齢階梯制の諸類型の解釈にも新たな示唆を与えることが期待される。

付録（第Ⅱ章への追加）

踊り子交替模式図

末成（1981：61）の図6は、新規加入者4名が子見立ての行なわれる隔年

図 18 盆踊りの踊り子交替模式図

個人 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
マエ 1	T	T								
2	R									
3	A	B	T	T						
4	R	R	R							
5	B	A	A	B	T	T				
6	C	R	R	R	R					
7	C	C	B	A	A	B	T	T		
8		C	C	R	R	R	R			
9			C	C	B	A	A	B	T	T
10				C	C	R	R	R	R	
11					C	C	B	A	A	B
12						C	C	R	R	R
13							C	C	B	A
14								C	R	R
15									C	R
16										C
アト 1	r									
2	a	b								
3	r	r	r							
4	b	a	a	b						
5	C	r	r	r	r					
6	C	C	b	a	a	b				
7		C	C	r	r	r	r			
8			C	C	b	a	a	b		
9				C	C	r	r	r	r	
10					C	C	b	C	a	b
11						C	C	C	r	r
12							C	C	b	a
13								C	C	r
14									C	C
15										C

(凡例) T：シショウ A, a：トウドリ B, b：ニバン C：シンバン  
 R, r：シユクロウ  
 大文字はマエスジ、小文字はアトスジを示す。ただし、Cはいずれのスジ  
 か未定。「」：加入 「」：終了  
 毎年2名新規加入者があり、「子見立て」は奇数年ごとに行われるものと  
 する。

ごとに加入するものとして作成したが、その後の聞き取りで、子見立ては隔年だが新規加入者は毎年参加することを確かめたので、図18のごとく、改訂する。

### 盆踊り歌

末成(1981:64-65)の「いろはくどく」については宗(1934:187-189)に、「牡丹長者」については宗(1934:162-169)に記載されている。前者は、「い〜ね」に続き「何がない言て人を恨むるな」、「楽な身過は一人は出来ぬ」の2句が追加されるのみで、それ以上は欠けているが、後者は完結したものが載せられている。成田(1974)は、盆踊り歌くどきを全国各地から集めその分布を示している。

なお、宗(1934:272-273)「附、対馬の盆踊りについて」という簡にして要を得た解説があるので、以下抄録する。

対馬でいふ盆踊りは寺院の庭や村の広場などで円陣を作り男女相連れで踊り明かすやうなものではない。場所は、氏神の社、寺院、由緒ある旧家、及び神聖なりと認むる特定の場所に限り行ふのである。時期は、盂蘭盆、氏神の祭日、及び災忌除去のためには臨時にも行ふ。踊り手は、九歳以上の子供の踊るのもあるが主としては十六歳以上二十六歳までの選ばれた男子に限る。五人ないし十人位を一組とするので大きい村には幾組も組が出来る。服装も組によつて一定した湯帷子をつけ頬冠りをするものもある。……手に持つものは多く扇であるが、それにより、手踊り、扇踊り、綾踊り、杖踊り、……などの名がある。囃子は、鉦、太鼓、拍子木(手木といふ)。……多く二列縦隊をなして踊る。はじめ祝言三番を踊り、次に狂言に移るのが普通。

## 注

## 《第三章》

- 1) 西浜だけでなく日本全国の農・漁村において、行政組織とは別に一定の社会的まとまりをもった集落が存在し、行政の側ではこれを「行政区」といった形で把握、利用していることが少なくない。これは、例えば世界農林センサスを実施する際、「農業集落」という単位を設定せざるを得なかったことから明らかであろう。このまとまりを、鈴木(1940)は、「自然村」と称したが、その固有な自治組織自体も、たとえば西浜の役員の名称のように藩政期の行政組織の名残りを留めているのであって、太古以来の自然発生的集団がそのまま存続しているとみなすのは正しくないであろう。しかし、明治以来の度重なる町村合併に伴う行政単位の変更や経済的条件の変化にもかかわらず、この範囲がまとまりを保持しつづけて来たことは、単に共有財産の存在や水利の共同といった外的条件だけによるものではなく、日本的な社会構造のもとでその大きさが生活単位として適当であることを示すものであろう。本論では、このような集落をムラと仮名書きで、行政村を村と漢字で表記することにする。なお、地元の人々は現在ブラクと称している。
- 2) クヤクには、「区役」の字を当てたものも見られるが、区に留まらず、たとえばオヤカタの家へヒカンやケライが大掃除など一斉に手伝いにゆくこともクヤクと称している。つまり、公けという意味を含んでいるので「公役」のほうが適当であろう。
- 3) 対馬についての調査報告書のほとんどは、ホンニンという語を充てている。歴史的にも、中村(1954:203)によれば、百姓など16~60歳の男子が種々の役務を「表役」として服することが要求され、これを「本人」と称した。しかし、西浜ではホンニンという語よりもホンドの名称(ホンパンと称することもある)の名称が広く用いられている。なお、クヤクニンという語も日常しばしば使われている。しかし、厳密には、クヤクニンはクヤクをつとめる人を意味し、たとえば息子の代理で出役している老人や、海草採取の折、女の仕事に出役している主婦もその限りでクヤクニンと称される。
- 4) かつてイワシのヨツバリ網漁を、カゲとヒナタに分かれてやっていたが、20年位前に中止した。末成(1981:47)参照。
- 5) 末成(1981:58)参照。
- 6) 一人暮らしの女性、とくに老女はヨリアイへの出席やクヤクを全く免除され回覧もまわさない。また、道路が整備され、村外での賃銀労働の機会が増すと共に、主婦が夫の代理として出る例が現われ集会で問題とされたが「男の年寄が代理に出るより、ずっと良く働くのになぜいけないか」という意見も出て決着がつかっていない。

- 7) 漢字では、おそらく「年頭」であろう。ただし鈴木(1972:397—398)によると、阿連では16歳から30歳までを若いもの、30歳の者をワカイモンガシラ、31歳以上をネンドー、40歳の者をネンドーガシラといった。また久根ではタユ一の最年長者、すなわち36、7歳の者をネンローという。したがって、年頭であるか年老ないし年暮であるのか疑問であるという。
- 8) しかし、後述のコシュヨリが開かれるような場合、現在でも各戸をまわって連絡している。
- 9) 漢字では「小役」または「子役」であろう。
- 10) ムラ関係とは別に、私的な集まりの世話役も「キモイリ」と表現されている。
- 11) その報酬として月額約10万円の手当が町から出るが、交通費や休業分などを計算すると持出しになることが多いという。
- 12) 表にもあるように、年齢は必ずしも一定しないが、最近35歳を下回っている。これは、あとつぎの他出(たとえば自衛隊への就職のように完全な他出ではなく、将来ムラへ戻る可能性を残している)などにより該当者が少なくなっているためである。任期1年なので殆どの者が経験しているが、40歳以上のあとつぎのうちにも未経験者が数人いる。
- 13) これは、なるか否かではなく、同じような候補者があった場合の優先順位を示すものかも知れない。
- 14) したがって、ネンドウの役割とも一部重複する。
- 15) 1980年に選出したうちで1人だけ30代の者になっているのは、墓地改葬という懸案をかかえ、ブラクのはうからの代表者として区長を含めたためである。
- 16) これには、ホンドでコシュユになっている者も、あとつぎがクヤクニンとなってホンドから隠退した者も40歳以下であれば、含まれる。
- 17) 家族内でも、後にふれるように世代ごとのまとまりが強いので、上下の世代の間のコミュニケーションは必ずしも常に良いとは限らない。たとえば、親に話したので子のほうも当然知っているだろうと思っていると全く伝わっていないことはしばしば経験した。コシュヨリが開かれる理由として、コシュユの意向を問うというより、むしろこのように家族内全員に徹底させるという意味のほうが強いのといえるかも知れない。
- 18) 自由といっても、すでに述べているように、全く平等な者との自由でなく、長幼の礼儀を前提としたものである。しかし、年齢にもとづく序列は、その他の身分や経済力の差に基づく序列に比べ、誰もがその年齢に達すればその特権を享受しうる点で相対的なものといえよう。

また、ここでも多くの他の日本のムラと同様、多数決は、しこりを残すからと、全会一致を原則としている。

《第四章》

- 1) 特殊な例として、旧郵便局付属の建物の一部〔32〕、もとの宿屋の建物〔30〕、店〔33〕、をヨマに使用しているものなどがあり、さらに町に家を買っている例〔33〕も若干ある。
- 2) ノルムとしては、ヨマが独自のヨマゴヤをもつのが典型であるが、実際には22例中9例のみしかもっておらず、残りの多くはオモテのコヤを二つに仕切ってオモテとヨマで使用している。大間知(1954:372)は、当時16例中10例がヨマゴヤを別にもっていたと記している。

なお、ヨマゴヤというコトバは、インフォーマントによってはヨマの建物を指し、代りにヨマのクラと称していた者もあった。この用法が、最近のものか否かは不明である。
- 3) ただし、財産登記簿の名義は普通そのままにしておく。実質的なコシユの権利を隠居後も保持する場合は有り得るというインフォーマントもいるが、それを裏付ける例が見られないので、いちおうこのように解しておく。
- 4) すでに、当地の隠居の実態については大間知(1954)の調査報告がある。今回の調査で補正しうところは極めて少ないが、用語などの点で異なっている点が2、3ある。もちろん、これは調査時点やインフォーマントの差に基づく可能性もある。まず、分家を「分居」と記しているが、ベツタクと称するほうがふつうで、あるインフォーマントは、「別居」を「本戸の人が年を取ってインキョウすること」と解していた。つぎに、「年寄り」を「ホンニンから隠退した者」としているが、むしろ、40歳以下を示すトシノウチの対語として「40歳以上の者を指す」というインフォーマントのほうが多い。方法の上では、370頁の表Ⅱが隠居時の年齢でなく、調査時点での年齢であるため何歳で隠居するかについては推測になっている。また、60歳以上で隠居しない者が1人も見出し得ないとしているが、表Ⅲによると、いったんインキョウしオモテに戻っている78歳の例を除いても63歳に達して隠居していない例がある。これら若干の相異はあるが、四半世紀余りの時を隔てながら全体的特徴は驚くほど変わっていないことを知り得る点でも貴重な報告である。また、隠居の全島の概観については、大間知(1953)に依るところが大きい。
- 5) 祖父が1972年町に職を得て別居、その翌年42歳の父がムラ内で店を始め別居し、オモテに24歳の息子夫婦が残った例である。耕地も1980年まで分けず共同にしていた。インフォーマントは、いずれも事実上の隠居ではあるが、特別な例であるという意識を持っている。
- 6) ただし、大間知(1953:1298)は、『口上覚書』に「五十歳餘にて隠居」とあるように古くはヨマ移りの年齢が一般に低かったらしいと述べているので、この傾向は現在のインフォーマントの体験している範囲での過去に留まるのかも



知れない。

- 7) 電気、水道の料金は、ヨマが離れていない限り、オモテでまとめて払っている例が多い。テレビはオモテの分と一緒に、新聞は別にとつていればヨマで払う。
- 8) これは「隠居する時、分けると根性(折り合い)が悪くなるから、出来たものを生活するだけ呉れんかと言って一緒にしている」という29:56mのコメントや、〔33〕で隠居時(1973)に分けず、7年後に分割した例があることなどからの推測である。
- 9) 大間知(1954:371—372)による。
- 10) ここで問題になるのは、他の弟妹たちが、隠居前すでに片付いているのに、なぜこの弟妹だけが残留していたかという点であろう。
- 11) 隠居の子は、甘やかされて育つので我儘な性格になりやすいという。
- 12) ブラウン・末成(1966)。
- 13) 35:55fは家つき娘で、さらにその1人娘にムコを迎えている。一般に嫁姑関係が隠居促進要因となっているとしても、この場合には該当しないことになる。
- 14) 村外への隠居という点では、〔33〕1972年の隠居と同様のケースであり、むしろ表8に含めるべきであるが、詳細が解っていないので省いた。
- 15) 1世代1夫婦という日本のイエの特徴は、西浜の場合も通用している。
- 16) たとえば、29:44mは、父29:63mが隠居するまで渡していたと述べているように父親が厳しい場合には、取入が父親の手にプールされる場合もある。
- 17) 泉(1951:205)は、鱒浦の主婦権について「秋の日とおやんもんはくれぬようにしてくれる」と移行の時期が不明確であることを指摘している。西浜の場合もこれに類すると考えられる。
- 18) 直系家族において、下の世代も権利の一部を保有し、場合によっては幼少であっても一番下の世代の初生子が中心とみなされるような現象は、台湾パイワン族にも見られる。末成(1973:23—24)参照。
- 19) 大間知(1953:1297)。ただし豆殿においては長男が結婚して孫が生まれると隠居するというように、比較的隠居年齢が低いという特色がある(大間知1953:1298)。ただし、この場合も2世代同居期間が数年あるわけで、西浜などの例との差は相対的なものと考えられる。
- 20) このように類似性を指摘することによって、直ちに、両地域の文化的類縁関係を推定するつもりはない。隠居以外の制度、たとえば相続制度をとっても差異が顕著である。むしろ隠居制度の類似、つまり上下2世帯の分離への傾向と、それにも拘らず両者がひとつの社会単位(家ないし習)として認定されるという点についての構造的要因の究明が肝要であると思われる。

21) 竹田 (1980 : 618—622), 佐藤 (1973 : 109—116) による。

《第V章》

1) 城田 (1973 : 124—130) は、豆酩における亥の子ぶりの習俗を詳しく記している。稲の収穫祭と結びつき、田の神と考えられる亥の子様を送り返す行事としての意味をもっていた。葛のかずらで輪を二つ作り、石を上下よりしめて動かなくし、それに長いかずらを結びつけて引きひもとする。

鈴木 (1972 : 429) に阿連の例が、また対馬教育会 (1928 : 479) にも同様の説明と、亥子ぶり唄が記載されている。

2) これは本土で、「成り木賣め」といわれている行事に類するものと思われる。ただし、西浜での儀礼が豊饒饗礼としての意味をもっているか否かは、説明からは明確でなかった。

和歌森・桜井 (1594 : 341) は、同様の風習が豊、峰村吉田などで行なわれ、子供たちが「コヤヤ果樹など生産に関係のある対象を叩いて村中を廻る」と集団をなしていたことを記している。また、豆酩については城田 (1973 : 250—251), 阿連については鈴木 (1972 : 418—419) 参照。

3) 鈴木 (1972 : 422) は、阿連のヒナアソビ、豊崎村のハナチラシの例をあげている。

4) これは、平山 (1978 : 315) の「若者組に既婚者を含む型があるように、現実には娘組にもそのような形態があるかも知れない」と予想している例に相当する。とすれば、既婚者を含む点から娘組という名称は不相当であり、柳田のように娘組の本質的機能が婚姻の媒介であるとみなすこともできない。

5) 末成 (1981 : 63) 参照。

6) たとえば、平山 (1978 : 129—134) 参照。

7) 鈴木 (1972 : 404) は阿連の例について記している。

8) 北見 (1952 : 310) は、鴨居瀬緒方について「女十三歳から死ぬまで若者の管轄に入っていた (はっきりしていたのは二十年前まで)。部落の娘で他村の青年と許可なくして交際したりしていると、その家は山のもの糞の採取権は没収される。即ちムラからハネノケルという。……又年2回 (正月・盆) 若者頭の家で村中の女達が集められて説諭される」と述べている。

また、瀬川 (1954 : 363) は、豆酩の例として、かつてカネツケの祝に若者が行き、娘とかけ合いの唄をうたったことをあげ、「かねつけ祝は家本位の祝宴になっているが、本来は若者・娘が互に婚姻の対象であることを認め合う一つの契約の宴であった」と推測している。

これらは、西浜の娘組やかつてのイキカセの性格を考えるに当たって示唆に富む指摘であるが、カネツケや娘組の習俗が廃されて久しく、この面から若

者組が婚姻に関して媒介および統制の機能を有していたことを示す積極的な事実は得られなかった。しかし、このような制度化されたムラの外への婚出抑制の慣行が存在しないこの30年間に於いても、ごく最近までムラ内の婚姻が90%を超える高率であったことを考えると、それ以前に於て若者組の統制機構が仮に無かったとしても高い内婚率は守られたと考えられる。

ついでに、若者組の機構として、同様現在ではそれほどはっきりしていない警防機能についてもふれておこう。従来も、青年たちが常時警戒のため一定の宿に寝泊りしたり、火番として巡回することは無かったようであるが、何か事が起こった場合に動員の中心になりえたことは次の例によっても推測される。終戦直前(1944)対馬で赤痢が大流行し、多勢の死亡者が出た時、西浜では1人の病人も出なかった。それで、ムラの入口にヒバンゴヤを作り、若者たちが交替でつめ、他所から人を立ち入らせなかった。

- 9) 対馬全体については、瀬川(1954:364—366)参照。なお、鈴木ほか(1954:421)は豆殿、瀬川(1954:465)は鱈浦、鈴木(1972:407)は豊崎村について記している。とくに鈴木(1972:407)は、極端な例として、豆殿で三十何回も離婚した女性さえあるといわれる、と記している。
- 10) 対馬では、有賀・永島(1954:172—173)にもあるように、寛文検地以後均田・割換政策によって百姓階級に於いてその内部の階層分化は極めて小さかった。これを反映して在地給人が少なかった西浜のようなところでは、元服親、カネツケ親、ヤシナイ親に血縁のオジ、オバが当たることが多かった。なお、これらの親を給人層に依頼するのは、直江(1952:107)、棚瀬(1954:354—355)の奴加岳村廻、仁井村曾(長男のみ)、千尋藻(長男)、鈴木ほか(1954:397)の豆殿の報告に見られるように在地給人の場合に多い。ただし、千尋藻は、瀬川(1954:357)によると、オジオバを頼むもの10例に対し親方に依頼するもの1例となっている。
- 11) たとえば、江守(1967:342)によると、鹿児島県蒲生町の「穴打ち」では、新入りの兵児が大穴の中に丸裸で入れられ、あがりきるまでところかまわず叩かれ、肥前西彼杵では新入者を「しめ殺す」と称して一時気絶せしめる。また、天野(1980a:47)によれば、大和大峰山の「西ののぞき」、「東ののぞき」なる断崖から、半身を乗り出し道義を誓わせる試練が、新入りの若者に課せられる。
- 12) 郷田(1969:280—281)は、「厄年にはなるだけ多くの人びとと食を共にすることによって難を免れようとする意図がはっきりしている」と述べている。
- 13) 棚瀬(1954:353)が、琴村琴の例として、「61歳の正月に同年輩の者と共に酒宴を張って役祝をなし、ほだれとなる。ほだれは社会的には見ざる聞かざるの生活である」と述べているのは興味深い。

- 14) 鈴木(1972:393)に峯村で、同年配の子供が死んだ時は、団子を作って、「悪い事はきくな、いい事だけきけ」といいながら子の耳につめてやる、また鈴木(1972:409)に阿連でアイドシの人が死ぬと、粉をねって耳につめ、青海では指で耳をつめると記されていることから、西浜でもかつてはこのような習俗が存在していた可能性はある。
- 15) 氏神の祭日前夜のおこもりに重箱におはぎを入れ持参し交換し合って食べるが、この相手も同年か親しい2、3年幅までの先輩・後輩が多いという。踊りの練習の際の年齢感覚については末成(1980:63—64)参照。

#### 〈第VI章〉

- 1) 佐藤(1970:5)も若者組の結成の範囲は原則として村落(藩政村)に限られると述べている。
- 2) 大間知(1953:1305—1306)は、対馬の隠居制の特色として嗣子がホニンとなり、父親が家の代表者を退く半隠居とヨマに移り戸主の地位からも退く隠居の2段階をふむ点をあげている。
- 3) 桜井(1962:312)は、年齢序列としての若者組を眺めた場合、ふつうの若者組と未婚者集団としての若者組(必ず寝宿を伴う)の2系列があり、両者が併存あるいは別個に存在すると考察している。西浜には寝宿を伴う若者組が存在しないから、この意味での2系列ではない。しかし、2重構造性、つまりある制度が異質のサブシステムから成り立っている場合がありうることを指摘している点では同様の考え方といえるかも知れない。
- 4) 岡田ほか(1954:536—537)は、鴨居瀬では、次、三男も10歳以上から海藻漁業権、15歳以上(次、三男は20歳まで)定置漁業権が与えられた。西浜での今回の調査では、こうした明確な権利について聞き出しえなかったが、共同漁などが盛んに行なわれていた頃、同様の権利が認められていた可能性はある。
- 5) 城田(1973:263—266)による。ただし、三品(1974((1943)):342)によると、当時(1943)より二十数年前に廃止された子どもおどり、中老の踊りには次男以下も参加しえたと記している。この食いちがいは、調査時点の差であろうか。
- 6) 宗(1934:402)による。
- 7) 中野(1951:144—145)による。
- 8) 織田ほか(1954:81)による。
- 9) 一例をあげるなら、中山(1930)はその古典的業績『日本若者史』において、役職に老がついているのは古の敬老の精神に由来するという伴信友の説を受けて、「敬老の道の正しい時代においては、老人は家庭にあつては殆ど絶対の権能を有し、延ひて部落内にあつても若者に対しては、長者としての命令権を有

してゐた」と述べている。しかし後の実際の資料にもとづく論考の部分では、この点は殆ど触れられていない。これは年齢階梯制に関する多くの著書についても見られる傾向で、とくに一般論として観念的次元として取り扱われるとき老人の権威が強調される。それなら、若者組のある社会で長老が果たしてどの程度の実権をふるっていたのかという疑問がもっと早くから出されてもおかしくはなかったのではなからうか。ひとつには「若」とか「老」という字にひきずられたこと、儒教的な長幼の序といった観念に左右されたことが考えられる。敬意を表されることと実権をもつことは一致する場合も無いわけではないが概念的に区別さるべきであろう。

- 10) 本文 139 頁参照。
- 11) 末成 (1981 : 72) 注51参照。
- 12) 末成 (1971 : 173—241) 参照。末成 (1976 : 32—37) に P 村の階梯組織の簡単な紹介とブユマ族のそれとの比較がある。
- 13) 中野 (1951 : 141)。
- 14) 岡田ほか (1954 : 542—543)。
- 15) 岡田ほか (1954 : 535—536)。
- 16) 瀬川ほか (1954 : 464)。
- 17) 平山 (1978 : 181—198) による。
- 18) ただし、平山 (1978 : 181) によると勝田市は、現在は大半の家が農業を営む純農村地帯であるが、かつては海岸に近い 2, 3 のムラと那珂川辺りのいくつかのムラで漁業が営まれていた。やはり、こうした組織の形成に漁業が全く無関係であったとは断定できないようである。
- 19) 岡正雄ほか (1955) による。
- 20) たとえば、佐藤 (1970 : 195—360) の諸事例参照。
- 21) たとえば、平山 (1978 : 198—242) の神奈川県下の例、佐藤 (1970 : 282—314) の田子、仁科、佐藤 (1970 : 361—378) の桃取、川島 (1954 : 1—54) の安乗、文化財保護委員会 (1965) および平山 (1978 : 242—279) の志摩地方などについての報告がある。
- 22) 佐藤 (1970 : 391—402) 参照。
- 23) 佐藤 (1970 : 21—47) 参照。
- 24) 竹内 (1966 : 63—65) 参照。
- 25) 江馬 (1958 : 497—516) 参照。
- 26) 斉藤 (1955 : 31, 35), 菅野・森 (1955 : 16—19) 参照。

#### 《あとがき》

- 1) 佐藤 (1970 : 6) も農業集落においては、漁村や山村の事例のように明確な内

部組織をとることは少なかったと記している。

2) 若者組の研究史については、平山(1978:5—11)が要を得ている。

### 文献目録

- 天野 武 1980 a 「若者組」 最上孝敬編『社会構成』pp. 43-59. 東京, 有精堂。
- 1980 b 『若者の民族——若者と娘をめぐる習俗——』 東京, ベリかん社。
- 有賀喜左衛門 1948 『日本婚姻史論』 東京, 日光書院。
- 有賀喜左衛門・永島福太郎 1954 「対馬封建制度の諸問題」 九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』pp. 146—196。
- ブラウン, キース・末成道男 1966 「分家の分出について」『民族学研究』31—1: 38—48。
- 文化庁文化財保護部 1979 『民俗資料選集 年齢階梯制 I』 東京, 国土地理協会。
- 文化財保護委員会 1965 『志摩の年齢階梯制』 年齢階梯制 I。
- 大日本連合青年団編 1936 『若者制度の研究 ——若者条目を通じて見たる若者制度——』。
- 江馬成也 1958 「契約譚について——三陸南部小漁村の場合を通じて——」『文化』22—4: 497—516。
- 江守五夫 1967 「成人式の原義」 蒲生正男ほか編『文化人類学』 東京, 有斐閣。
- 蒲生正男 1960 『日本人の生活構造序説』 東京, 誠信書房。
- 平山和彦 1968 「若者組の二類型について」『民族学研究』33—1: 59—60。
- 1978 a 『青年集団史研究序説』上 東京, 新泉社。
- 1978 b 『青年集団史研究序説』下 東京, 新泉社。
- 磯田 進 1954—55 「農村における擬制的親子関係について——特に村落構造との関連において——」『社会科学研究』5—3: 36—59, 5—4: 33—51, 6—1: 73—93。
- 泉 靖一 1951 「豊崎町鯛浦ムラの構造——対馬村落社会内部における二つの階層——」 日本文科学会編『人文』1: 152—161。
- 泉 靖一ほか 1951 「対馬共同研究に関する座談会」 日本文科学会編『人文』1: 170—215。
- 菅野正・森博 1955 「地先漁業村の部落構造——宮城県女川町塚浜部落の場合——」『社会学研究』10: 1—21。
- 川島武宣 1954 「志摩漁村の寝宿婚・つまどい婚について」『東洋文化』15・

16 : 1—54。

- 木原久和ほか 1951 「対馬の自然と人文」『人文』1 (特集：対馬調査)
- 北見俊夫 1952 「対馬緒方調査記(下県郡美津島町)」『民間伝承』16—7。
- 喜多野清一 1951 「対馬農村調査記」『人文』1。
- 1952 「対馬村落社会構造の諸問題」『漁民と対馬』pp. 146—160。
- 九学会連合編 1952 『漁民と対馬』人類科学4 東京、関書院。
- 九学会連合対馬共同調査委員会編 1954 『対馬の自然と文化』東京、古今書院。
- 三品彰英 1943 『新羅花郎の研究』(『三品彰英論文集』6所収, 1974)。
- 宮本常一 1952 「対馬の漁業制度」九学会連合編『漁民と対馬』pp. 111—116。
- 1954 「鯛浦の沿革」『対馬の自然と文化』東京、古今書院。
- 1970 『宮本常一著作集』5。
- 1975 『宮本常一著作集』20。
- Leach, E. R. 1961 *Pul Eliya. A Village in Ceylon.* Cambridge.
- 内藤莞爾 1952 「年齢階級——特に漁村の若者組——」『社会学評論』8 : 49—55。
- 中村正夫 1954 「対馬村落の社会組織に関する2, 3の問題」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』pp. 197—217。
- 中根千枝 1969 『家族の構造』東京、東洋文化研究所。
- 中野 卓 1951 「漁村鴨居瀬の一断面」日本文科学会編『人文』1 : 135—45。
- 中山太郎 1930 『日本若者史』東京、春陽堂。
- 直江広治 1952 「対馬の労働慣行」九学会連合編『漁民と対馬』pp. 105—11。
- 成田 守 1974 『盆踊りくどき——諸国音頭集——』東京、桜楓社。
- Notes and Queries on Anthropology.* 1951. Sixth edn. London.
- 西角井正慶 1952 「対馬神道の研究——神事・芸能——」九学会連合編『漁民と対馬』pp. 138—145。
- 織田武雄ほか 1954 「廻・唐舟志・津和原調査報告」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』pp. 57—82。
- 大湖 修 1976 「島根半島——漁村の親類——」『国立民族学博物館研究報告』1—3 : 604—617。
- 1979 「島根半島——漁村における漁撈慣行——」『国立民族学博物館研究報告』4—3 : 379—403。
- 小口偉一 1951 「対馬における宗教形態の特質」日本文科学会編『人文』1 : 98—101。
- 岡 正雄ほか 1955 「伊豆伊浜部落の村落構造」『人文学報』12 : 97—212。
- 岡田 謙 1932 「年齢階級の社会史的意義」『社会経済史學』1—4 : 813—830。
- 岡田 謙ほか 1954 「鴨居瀬及び周辺地域の村落組織」九学会連合対馬共同調

- 査委員会編『対馬の自然と文化』pp. 479—550。
- 大間知篤三 1953 「オモテとヨマ——対馬の家に於ける複世帯制——」『金田一京助博士古稀記念言語民俗論叢』1295—1324。
- 1954 「佐須村久根浜の隠居」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』pp. 369—372。
- 1969 「成年式」『日本民俗学大系』4: 227—246。
- 折口信夫 1967 「年中行事」『折口信夫全集』15巻。
- Radcliffe-Brown, A. R. 1929 Age Organization. *Man* 29: 21。
- 斎藤兵市 1955 a 「漁村社会学の課題（上）」『社会学評論』19: 10—22。
- 1955 b 「漁村社会学の課題（下）」『社会学評論』20: 33—54。
- 斎藤吉雄 1955 「漁村の部落構造分析への一試論——宮城県牡鹿郡女川町塚浜部落の場合——」『社会学評論』18: 29—46。
- 桜田勝徳 1952 「漁民の漁業に対する態度に関して」九学会連合編『漁民と対馬』。
- 1959 「漁業」『日本民俗学大系』5: 75—119。
- 桜井徳太郎 1962 『講集団成立過程の研究』。
- 佐藤 守 1970 『近代日本青年集団史研究』東京、御茶の水書房。
- 佐藤信行 1973 「済州島の家族——O村の事例から——」中根千枝編『韓国農村の家族と祭儀』pp. 109—145。
- 瀬川清子 1951 「婦人の地位(婚姻)」日本文科学会編『人文』1: 114—122。
- 1954 「婚姻について」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』pp. 362—368。
- 1972 『若者と娘をめぐる民俗』東京、未来社。
- 瀬川清子ほか 1954 「鰐浦ムラ——ムラの構造と生活のモノグラフ——」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』438—478。
- 関 敬吾 1958 「年齢集団」『日本民俗学大系』3: 127—174。
- 渋谷敬三ほか 1951 「対馬の文化」『人文』1: 146—169。
- 島本彦次郎 1955 「瀝美半島における寝宿の習俗(上)・(下)」『愛知大学郷土研究所紀要』2: 65—77, 6: 87—109。
- 城田吉六 1973 『豆豉——伝承と習俗——』巖原、対馬郷土研究会。
- 宗 武志 1934 『対馬民謡集』東京、第一書房。
- 末成道男 1971 『台湾アミ族の社会組織』(東京大学学位論文)。
- 1973 「台湾パイワン族の〈家族〉——M村における長子への贈与慣行 *pasadan* を中心として——」『東洋文化研究所紀要』59: 1—87。
- 1975 「親族」吉田禎吾編『文化人類学読本』東京、東洋経済新報社。



- 1976 「親もとからひき離す——台湾部族社会にみる年齢階梯制——」  
『アニマ』46: 32—37。
- 1981 「対馬西浜の盆踊りと年齢階梯制」『聖心女子大学論叢』57:  
38—74。
- 鈴木栄太郎 1940 『日本農村社会学原理』時潮社。
- 鈴木誠ほか 1954 「豆酩」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』377—437。
- 鈴木棠三 1972 『対馬の神道』東京, 三一書房。
- 高橋統一 1958 「日本における年齢集団組織の諸類型——社会人類学的覚書——」『東洋大学紀要』12: 131—140。
- 1976 「年齢集団」『講座比較文化』6: 41—65。
- 竹田 且 1964 『民俗慣行としての隠居の研究』東京, 未来社。
- 1970 『「家」をめぐる民俗研究』東京, 弘文堂。
- 1974 「隠居」青山道夫ほか編『講座 家族』2: 312—330。
- 1980 「韓国家族における‘隠居’について」『日本民族文化とその周辺〈歴史・民族篇〉』pp. 607—629。
- 竹内利美 1966 「東北村落と年序集団体系」『日本文化研究所研究報告』別巻4: 57—69。
- 棚瀬襄爾 1954 「対馬の成年式と年齢階層」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』pp. 353—363。
- 対馬教育会 1928 『対馬島誌』1066pp。
- 上野和男 1973 「年齢集団研究の方法について」『社会伝承研究』1: 23—27。
- 和歌森太郎・桜井徳太郎 1954 「対馬の伝承的信仰」九学会連合対馬共同調査委員会編『対馬の自然と文化』340—352。
- 山岡栄市 1965 『漁村社会学の研究』大明堂。
- 吉田禎吾 1961 「農村における年齢集団組織の変化」『民族学研究』25—4: 256—259。
- 吉田禎吾編 1979 『漁村の社会人類学的研究』東京, 東京大学出版会。